

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 朋和

1 日時

令和4年10月13日（木曜日）

午前10時0分開会、午後5時21分散会

（うち休憩 午前11時57分～午後1時0分、午後2時53分～午後3時6分、
午後3時19分～午後3時20分、午後3時25分～午後3時26分、
午後4時0分～午後4時0分、午後4時57分～午後4時59分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木朋和委員長、千葉秀幸副委員長、五日市王委員、高橋はじめ委員、
佐々木茂光委員、白澤勉委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、千田美津子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、谷地担当書記、米内併任書記、田澤併任書記、青木併任書記

6 説明のために出席した者

（1）環境生活部

福田環境生活部長、佐々木技監兼環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、
浅沼副部長兼環境生活企画室長、田丸若者女性協働推進室長、
中村環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長、
加藤環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、
酒井自然保護課総括課長、佐藤県民くらしの安全課総括課長、
千葉県民くらしの安全課食の安全安心課長、
田村廃棄物特別対策室特命参事兼再生・整備課長、
鎌田若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長、
下川若者女性協働推進室特命参事兼連携協働課長

（2）保健福祉部

野原保健福祉部長、松村副部長兼保健福祉企画室長、佐々木医療政策室長、
高橋子ども子育て支援室長、畠山保健福祉企画室企画課長、
阿部健康国保課総括課長、前田地域福祉課総括課長、前川長寿社会課総括課長、
日向障がい保健福祉課総括課長、中田医療政策室医務課長、
山崎医療政策室地域医療推進課長、三浦医療政策室感染症課長、

佐々木子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

(3) 医療局

小原医療局長、小原医療局次長、千田経営管理課総括課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

イ 議案第24号 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第4項 医薬費

第2条第2表中

2 変更中 1

イ 議案第2号 令和4年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第7号 令和4年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(請願陳情)

ア 受理番号第79号 福祉灯油の全市町村での実施を求める請願

イ 受理番号第80号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願

ウ 受理番号第81号 mRNAワクチンの有効性と安全性が確立されるまで接種

延期等の請願

エ 受理番号第 82 号 感染対策として予防効果が疑わしい mRNA ワクチン接種の政策評価・緊急対策等の請願

オ 受理番号第 83 号 5～11 歳への新型コロナワクチン接種の努力義務規定の撤回と子供・若者への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願

9 議事の内容

○佐々木朋和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

本日は、増澤担当書記に代わり佐藤担当書記が出席しております。

また、本日は医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員会の出席要求は行っておりませんが、医療局から旧県立軽米病院跡地の廃棄物に係る損害賠償請求について発言を求められております。このため保健福祉部関係の審査終了後、医療局職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思っております。委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第 1 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の議案（その 1）の 4 ページをお開き願います。議案第 1 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）のうち、当部の補正予算は、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3 款民生費、2 項県民生活費の 1,957 万 5,000 円の増額と 4 款衛生費、2 項環境衛生費の 5,393 万 5,000 円の増額を合わせまして、総額 7,351 万円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書 34 ページをお開き願います。3 款民生費、2 項県民生活費、1 目県民生活総務費であります。右側の説明欄 3 段目、いわて県民情報交流センター管理運営費は、原油価格・物価高騰により影響が見込まれるいわて県民情報交流センタ

——アイーナでございますが、その運営に係る経費について所要額を補正しようとするものであります。

続きまして、38ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側の説明欄、環境保全基金積立金は、産業廃棄物税等を財源とする循環型地域社会形成推進事業費の前年度実績確定に伴って生じた産業廃棄物税の前年度税収の事業未充当分を同基金に積み増すための経費について補正をしようとするものであります。

3目環境衛生指導費の動物愛護管理推進事業費は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、奥州市の元動物取扱業者の施設から保護した犬、猫の飼養管理等に要する経費について、補正予算において整理しようとするものであります。

7目環境保健研究センター費の管理運営費は、原油価格・物価高騰により影響が見込まれる環境保健研究センターの運営に係る経費について、所要額を補正しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 まずは、いわて県民情報交流センター管理運営費についてお伺いしたいと思います。

これは、物価高騰等による影響によって光熱費等を補正するということでもありますけれども、アイーナにはいろいろな団体も入っておりますが、アイーナの全体の管理の光熱費だと思っておりますけれども、そこを確認したいと思います。

○下川特命参事兼連携協働課長 今お話がありましたとおり、アイーナの全体の指定管理者にお支払いする光熱水費の部分の増額補正です。

○吉田敬子委員 確認させていただきたいのですが、2006年からアイーナが開設されて、さまざまな団体も入っており、アイーナに入っている団体の管理をしているのがアイーナ全体のほうだと思います。開設当初はいろいろと、駐車場が有料だったりという不都合があったり、エレベーターが当初毎回とまるようなトラブルがありました。開設から15年以上たちますけれども、現在のアイーナの管理運営の中で、こういった課題があるのか教えていただければと思います。

○下川特命参事兼連携協働課長 アイーナの管理運営等の課題についてでございますが、今お話がありましたとおり、アイーナは開設から十数年以上経過しております。その関係でいろいろと修繕に係る工事も多くなっているところでございます。当初ありましたエレベーターの不具合等というようなことは、近年聞いてはおりませんが、不具合が生じそうなどを指定管理者と共有しながら、事前に予防的な措置として軽微な修繕を図っているところでございます。

○吉田敬子委員 アイーナの入居団体の方々、例えばNPO活動交流センター、男女共同

参画センター、子育てサポートセンター、環境学習交流センター等を含めた全体の管理の会議等も年何回か開催されているかと思えますけれども、やはりアイーナ全体を管理する会社が個々の団体の御意見もしっかり吸い上げて、県にいろいろな意見や要望が出てくるかと思えます。今回は光熱費の関係ですけれども、そういった個々の団体からの声もしっかり吸い上げて管理に努めていただきたいと思います。

もう一つですけれども、環境衛生指導費の動物愛護管理推進事業費について、今回奥州市での事案があったことを受けてということでありましたけれども、改めてもう少し細かく、どういった現状なのかお伺いしたいと思います。奥州市の事案が起きて数カ月たち、報道にも出ておりますとおり、各保健所で譲渡会も開催されておりますけれども、その事案が発生したときに保護された動物たちは、現在どのような状況になっているのでしょうか。

○千葉食の安全安心課長 奥州市の事案の現状についてでございます。奥州市内の元動物取扱業者から緊急保護した動物につきましては、保健所等に移送した後、一般社団法人岩手県獣医師会の協力をいただきまして健康診断や治療など必要な処置を行い、譲渡会の開催やホームページへの掲載等により新しい飼い主への譲渡を進めており、令和4年10月7日の時点では、犬については保護した61頭のうち59頭が譲渡となり、猫については保護した149頭のうち131頭が譲渡となっております。また、その他鳥類、小型哺乳類及び魚類につきましては、全て譲渡が完了しております。

○吉田敬子委員 その他は全て譲渡になっていて、犬、猫についても9割以上は譲渡にはなっているということで、関係団体や保護団体の方々の御努力、県、保健所も含めてですけれども、大変敬意を表したいと思います。

今回譲渡会を開催して、犬、猫たちは譲渡されたわけです。狂犬病予防接種は保健所でやっていたかと思うのですけれども、個々の動物愛護団体でも皮膚科などの病院にかかったり、いろいろあったかと思うのです。そういったものは動物愛護団体が自分たちで支出したのだと思うのですけれども、その確認と、今回の動物愛護管理推進事業費の補正予算はどこに使われるのか改めてお伺いしたいと思います。

○千葉食の安全安心課長 まず、動物愛護団体における費用負担の部分でございます。先ほど申し上げた健康診断、あるいは治療等の必要な処置をした上で動物愛護団体に行ったものもございしますが、それを待たずに動物愛護団体に譲渡したものもございします。その部分につきましては、動物愛護団体に負担していただいているところでございます。

また、費用の内訳の部分でございますが、主には世話をする飼養スタッフの人件費、あるいは犬や猫に対する餌やケージの費用、また必要な治療を行うための治療代となっております。

○吉田敬子委員 今回こういった事案が発生してしまったわけですが、次このようなことがないようにしていただきたいことと、8月末に改めてまた動物愛護団体等から動物取扱業者への処分の厳正化、厳罰化、指導強化も含めて要望があったわけですが、

8月の閉会中の委員会からまだそんなにたつてはいませんが、改めて新たに取り組みをこうしていこうだとか、何か変化があれば教えていただければと思います。

○**千葉食の安全安心課長** 今後の再発防止についてでございますが、動物取扱業者に対する厳格な指導が必要ということで、本年6月から適用された新しい基準に沿って厳格な指導を徹底していくこととしております。そのためにも担当する職員の資質向上が必要であると考え、先日、担当する職員に対する研修を実施したところでございます。今後もそのような資質向上、あるいは検査レベルの平準化に向けて研修などの取り組みを継続してまいります。

○**千田美津子委員** 私は1点だけなのですが、環境保全基金積立金ということで新規に計上されています。それで、前年度実績確定に伴う事業未充当分を積み増ししていくのだという説明であります。この考え方はわかるのですが、もう少しその辺を詳しく御説明いただきたいと思っております。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 産業廃棄物税の積立額についてですけれども、前年度の産業廃棄物税の増収分と前年度の執行残額を積み立てるものですが、執行残額の主なものは、産業廃棄物の発生抑制や減量化に取り組む事業者を支援する産業・地域ゼロエミッション推進事業の残額が主なものでございます。

○**千田美津子委員** 内容についてはわかりました。それで、この基金そのもののこれからの見通しについてどのように見ているか、それから循環型地域社会形成推進事業費全体でこれからどうしていくための基金にしていくのか、その辺の見通しについてお聞きしたいと思います。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 環境保全基金のうち産業廃棄物税による積立額は、今のところ1億4,000万円となっております。その用途については、各広域振興局の産廃Gメンの配置による不法投棄の監視や事業所への適正処理指導を初め、産業廃棄物の発生抑制に関する事業に充当することになっております。おおむね今残金は横ばい傾向にありますけれども、今後ほかの事業等に充当することによって、将来的には減少していくという見込みが立っております。

○**高橋はじめ委員** 今の環境保全基金の関係なのですが、そもそも産業廃棄物税が発足したのは県境産廃が問題になったところで、二度とこういう大きなことが起こらないようにということを含めて、新しく税を設けようというスタートであったと思っておりました。そのことを含めて、今税収の用途ということで説明がありましたけれども、当時の記録資料を見ますと、税収の用途は産業廃棄物の減量化、リサイクル促進のための循環産業の育成、産業廃棄物の適正処理の指導、監視、優良な産業廃棄物処理業者の育成、それから廃棄物の減量化、リサイクルの促進を図るための普及啓発等というような記録が残っておりました。

今、産廃Gメンの話も少し出てきたのですが、当時は11人ぐらいの方が活動されていたとのことでしたが、現在はどのぐらいの体制なのか。そして、非常勤なので、産廃

Gメンと言われた方々も活動が大変ではないかと思っておりますが、現在の活動状況はどうなっているのかお尋ねします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 産廃Gメンは、今も 11 名の体制で広域振興局に配置されております。平成 11 年度から配置されておりますけれども、その当時の適正処理率は 98%程度でしたが、現在は 99.8%ということで、適正処理率は向上しておりますし、当時は不適正状態の改善命令や措置命令などを業者に対して出していたのですが、ここ 7 年間はそれが無いということで、一定の効果を上げていると考えております。

○高橋はじめ委員 産業廃棄物の処理については、見えないところでさまざまな問題も出てきておりますので、それを大きくならないうちに未然に防いでいくということも含めて、産廃Gメンの果たす役割は非常に重要ではないかと思っております。年数がたつと弊害もあるのでしょうけれども、その辺の研修などがきちんとされているのかが大事だと思います。それから地域のさまざまな県民からの情報を収集して、その検証をしていくという活動も必要だと思いますけれども、その辺はどのような活動をされておりますか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 当課におきまして春先と秋に産廃Gメンを含めた研修会を行っております。その後、2月ころですけれども、不当投棄の対応事例も含めた職員による研究発表会を実施し、産廃Gメンを含めた職員の質向上を図っているところでございます。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○下川特命参事兼連携協働課長 それでは、議案その 2 の 67 ページをお開き願います。議案第 24 号特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。なお、説明については、お配りしております環境福祉委員会資料ナンバー 1 に基づいて御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨であります。特定非営利活動法人の設立の認証の申請等につい

て、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、特定非営利活動法人の認証等に係る手続は、特定非営利活動促進法第74条によって都道府県の条例で定めることにより、オンラインにより行うことが可能となるものです。現在内閣府において、これらの手続をウェブ上で行うことができるウェブ報告システムの構築が進められており、令和4年度中に運用が開始される予定であることから、新たに第14条でオンライン化の対象となる手続を定め、それらをオンラインにより行うことができることとするとともに、その他所要の整備をするものであります。

次に、3、施行期日ですが、規則で定める日から施行しようとするものであります。これは、本条例改正はウェブ報告システムの運用開始に伴うものであり、現時点でシステムの運用開始日が定まっていないためであります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 現在の岩手県内の特定非営利活動法人の法人数の推移についてお伺いしたいと思います。

また、この条例が改正されることで、オンラインで申請ができることとなりますけれども、これは設立だけでなく解散も含めてできるようになるのか。

あと、以前の環境福祉委員会でも少し質問させていただいておりましたけれども、岩手県では東日本大震災津波の後、NPO法人の設立が特にふえて、いろいろな活動があったのですが、現在は活動ができていないNPO法人もふえてきて、解散すらもできないような状況になっていると伺っております。オンライン申請が可能になると、本来はメリットがあるはずなのですが、例えば人がなかなかいない、解散が難しい現状の中でオンラインもというのは難しいと思うのですが、そういったさまざまな課題をどのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

○下川特命参事兼連携協働課長 まず、岩手県内の特定非営利活動法人の数でございますが、令和4年9月末現在の数字で484法人でございます。やはりお話にありましたとおり、東日本大震災津波の後にはかなり件数もふえたところもありましたが、最近はそれまでと比較しまして横ばいといいますか、大体年10件前後の申請があるという状況で推移しております。

また、活動できていないNPO法人に対する支援であります。今年度岩手県NPO活動交流センターで専門家の派遣の事業を行っておりまして、現在市町村とヒアリングをしながら、地域で活動が停滞していて、例えば解散や施設のあり方について検討しているところに対して社会保険労務士などの専門家を派遣して、相談に乗っていくという事業も始めるところでございます。

また、先ほどのオンラインの話に戻ってしまいますが、NPO法人の廃止手続もオンラ

インでできるかということですが、届け出関係は基本的にはオンラインでできると理解しております。まだ内閣府から詳しいところが出ておりませんので、そちらのほうも聞きながら、具体的などころが出ましたら、市町村ですとかNPO法人への説明も行いながら、オンライン化を進めていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 アイーナの中にあるNPO活動交流センターが県内のNPO法人の支援をしていると思いますけれども、今年度から新しい団体に委託を開始されていて、NPO活動交流センターの委託をずっと担っていた方が今年度から新しいところにかわったかと思えます。活動がなかなかできていない団体の課題もある中で、今年度からは専門家の派遣をされているということではありますが、こういった新しいシステムも含めて、各NPO法人に支援が行き渡るように、今後どうしていったらいいのかというところは、私も引き続き課題意識を持ちながら取り組んでいきたいと思えます。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県水道広域化推進プラン（素案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 現在県が策定を進めております岩手県水道広域化推進プランの素案について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー2-1、岩手県水道広域化推進プラン（素案）についてをごらんいただきたいと思えます。まず、1、策定の趣旨であります。水道事業の運営は、人口減少に伴う水道水の使用量及び料金収入の減少、施設・管路の老朽化、人材不足の深刻化等により経営環境が厳しさを増していることや、総務省及び厚生労働省からのプラン策定の要請も踏まえ、本県における水道の基盤強化のための広域連携推進方針等を示すため策定するものであります。

次に、2、検討体制及び経過であります。プランの策定に当たっては、県内水道事業者等と協議しながら素案の取りまとめを行ったものであります。

次に、3、プランの構成であります。A3判の資料ナンバー2-2で内容を御説明い

たします。最初に、左上のはじめにありますが、策定の背景と本県の取り組みとプランの目的につきましても、先ほど御説明した内容を記載しているところでございます。

プランの位置づけにつきましては、水道法第5条の3で水道基盤強化のために必要と認めるときに都道府県が策定することができることとされております水道基盤強化計画に引き継がれることを想定しているものでございます。

次に、現状・将来見通しと課題をごらん願います。本県の水道事業の現状分析と将来見通しに基づき、課題を整理しております。事業水準の確保では、新しいわて水道ビジョンの実現に向けて、達成すべき指標の中で水安全計画策定率などの取り組みが進んでいない項目があり、事業水準の確保が課題となっております。

人員の確保及び専門知識・技術の承継では、県内水道事業者等の職員の半数が水道事業経験年数5年未満となっており、専門知識、技術の承継が困難となっております。また、県内水道事業者等へのアンケート結果によれば、全体の9割近くの事業者が適度な人数を下回っていると認識しており、人員不足も課題となっております。

財源の確保では、全県の水の使用量が令和52年度は平成30年度と比べ、約5割減少することが見込まれ、また推計期間である令和2年度から令和52年度全体の全県の収支合計は、1兆1,576億円程度の収入不足が見込まれます。人口減少及び施設更新需要の増加により、経営状況のさらなる悪化が懸念され、財源の確保が課題となります。

次に、右上の広域連携シミュレーションと効果をごらん願います。シミュレーションの前提条件は、県内水道事業者等にシミュレーション実施希望調査を行いまして、その結果に基づき、希望があった取り組みについて実施したのですが、事業化するためには内容を精査し、それぞれの水道事業者等の実情に応じた検討が必要となるものでございます。

シミュレーション概要は、管理の一体化11件、施設の共同化10件のシミュレーションを行い、想定される主なメリットは資料に記載のとおりとなっております。

なお、これらシミュレーションの取り組みを令和5年度から実施した場合、令和52年度時点における県全体の家庭用20立方メートル当たりの月額料金は、広域連携を実施しなかった場合と比較して60円改善することが期待されるものでございます。

次に、広域連携の推進方針等をごらん願います。広域連携推進方針は、新しいわて水道ビジョンで定めた基本方針である持続・安全・強靱の実現を図るため、水道事業者等の課題解決に向けた広域連携を推進することとします。

課題解決に向けた取り組みの方向性は、水道事業者等はブロック検討会における検討を継続し、連携でより高い効果が得られる課題を抽出し、広域連携に取り組むこととし、県は情報提供や先進事例の紹介等により各事業者を支援するほか、希望する事業者同士の広域連携が実現するよう検討グループ等の検討の場を設置することとします。

具体的取り組み内容は、新しいわて水道ビジョン計画期間の最終年度である令和10年度を目途として、1から4に掲げる取り組みを進めていくとともに、次期水道ビジョンの策定とあわせて本プランの見直しを行うものとし、本プランの実現に向けてはこれまでの検討

体制を活用して、県と水道事業者等が連携、協力の上、検討、協議を継続し、取り組みを展開していきます。

以上が素案の概要となりますが、最後に今後のスケジュールについて御説明いたしますので、初めにごらんいただきましたA4判の資料ナンバー2-1にお戻り願います。こちらの4、今後のスケジュールですが、あす14日からパブリックコメントを実施した後、県内水道事業者等で構成する広域連携検討会においてプラン最終案の検討、確認を行いました。令和5年2月定例会の本委員会で報告後、策定の予定としているものでございます。

なお、パブリックコメントにおいては、資料ナンバー2-3、岩手県水道広域化推進プラン（素案）のほか、本日はお配りしておりませんが、将来推計方法の概要やシミュレーションの詳細等について記載いたしました資料編も公表する予定としております。

資料ナンバー2-3につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○佐々木朋和委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 私からは、大きく2点お尋ねしたいと思います。

最初は、県境産廃についてお尋ねします。2000年5月に青森県と岩手県の県警の合同捜査本部におきまして、廃棄物8,000トンを不法投棄したとして三栄化学工業株式会社、縣南衛生株式会社とそれぞれの代表者2名を起訴したということが発端でございました。その後、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を設置して、不法投棄現場で原状回復事業等に取り組んできまして、令和4年度をもって終了見込みであります。現状の作業状況と原状回復後の利活用についてどのように検討されているのかお尋ねいたします。

○田村特命参事兼再生・整備課長 現場の作業状況と原状回復後の土地の利活用についてでございますが、平成25年度には不法投棄廃棄物の全量撤去が完了しまして、現在地下水汚染対策、それから土地の整形整備作業を行っているところでございます。継続しております1,4-ジオキサンに係る地下水汚染対策につきましては、今年度全ての観測井戸で環境基準を満たしており、また土地の整形につきましても今年度内の原状回復完了に向け、作業は順調に進捗しているところでございます。

また、原状回復後の土地の利活用につきましてですが、有識者や住民、二戸市などで組織する青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会におきまして、その方向性を検討いただいているところでございますが、植樹や再生可能エネルギーでの活用を図るといった意見が出されているところでございます。

一方で、現場の土地のほとんどは原因者の土地でございます。原因者責任の下、県が差し押さえを行ってございまして、法令上差し押さえした土地は公売しなければならないこととされていることから、現場土地におきましても今後公売手続が必要となってきます。したがって、跡地利活用が植樹など地元の皆様の意見とは必ずしも一致した方向で進むか決まっておりますけれども、今後地元の意見をどのように生かしていくことができる

のか検討してまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 順調に作業も終わって、全ての井戸で基準を満たしたということなので、それはよかったという思いをしております。

それで、来年の3月で終わるということでしょうから、現在83カ所ある井戸の全てで基準値を下回ったということなのですが、令和5年度以降もこの井戸を残存して引き続き水質調査をしていくのか、あるいはある程度絞って、そして問題となりそうな井戸を残して観測を進めていくのか、それらを含めて今後どのように考えておられますか。

○田村特命参事兼再生・整備課長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、現在83カ所を観測しているのですが、来年度から2年間、83カ所のうち5カ所程度を残しまして、水質モニタリングを継続していく予定としております。

○高橋はじめ委員 水質調査も年に4回程度であったように見受けます。今の説明ではそれに対する費用は、そうかからないかと感じましたけれども、今後県境産廃の跡地の管理等に要する費用は、来年度以降どのように想定されているのかお聞きします。

○田村特命参事兼再生・整備課長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、計画では年4回程度実施することとしておりますので、水質分析に係る費用はそれほど多くは見込んでおりません。

また、現場の土地につきましても、現在土地の整地ということで、例えば急勾配のり面の勾配を緩やかにしたり、今後雨対策として適切に表流水を排除する水路をつくるなど、そういったことまで含めて今頑張っておりますので、今後現場の維持に係る費用は見込んでいないところでございます。

○高橋はじめ委員 先ほど県境産廃の跡地は原因者の土地で、公売ということでありました。公売するに当たっては、買手側としてはこの土地をどういう形で利用できるのが重要であり、その辺を含めてこんな形で利用できますということ公売にかけていくということかと思ったのですけれども、あるいはフリーにそのまま使えるものなのか、もう少しいろいろ制約があるのか、購入者がどのように土地を活用できるのか、その辺はどういう見解をお持ちですか。

○田村特命参事兼再生・整備課長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、公売の制度上、用途限定を付すわけにはいきませんので、ある程度買手の自由な裁量に任せることになるのですが、我々としましては今年度で原状回復事業が終了しますので、きっちり安全に終わったということを広く市民等に周知する活動も続けていきたいと思っておりますし、また先ほど御説明した植樹ですとか、再生可能エネルギーといった地元の意見も含めて、地元にも周知していきたいと考えています。

○高橋はじめ委員 令和4年度で終了になるので、まとめとして本事業にかかった総費用はどれぐらいかと、そのうち排出事業者からどのくらい回収できたのか、あるいは今後の見込みも含めてそのあたりを伺います。それから、最終的に県費でどれぐらい負担しなければならないのか。今まで、それから今後少しこの分が残っていると、その辺について

お伺いします。

○**田村特命参事兼再生・整備課長** 今年度で終了する見込みの原状回復事業の総費用でございますが、総費用は約 252 億円を見込んでおります。また、排出事業者からの回収額でございますが、令和 3 年度末現在で計 6 億円余を回収しております。ただ、排出事業者に対する調査は既に終了しておりますので、排出事業者からの今後の新たな回収は見込めないところでございます。

また、最終的な県負担額でございますが、国庫補助額や地方交付税の算入措置により、執行見込額の 36% 余に相当する約 92 億円を見込んでおります。

○**高橋はじめ委員** 92 億円については、どのくらい支出済みなのか。全部が支出になっているのか。今年度でどれくらい入っているのか。来年度以降も少し残るのか、その辺はいかがですか。

○**田村特命参事兼再生・整備課長** まず、来年度ですけれども、原状回復事業は今年度で終了させていただくこととしておりますが、先ほど御説明しましたとおり、場内の井戸数カ所ですとか、周辺の河川の水質モニタリングを実施させていただくこと、それから記録誌等の作成も計画しておりますので、そういったものに多少の予算は計上することは計画しております。

また、252 億円の総額のうち、今年度予算で約 9 億円計上しておりますので、そのうちの約 3 分の 1 程度が県費からの出費になります。

○**高橋はじめ委員** わかりました。

そこで、先ほども少し税のところに出てきたのですけれども、この事案を受けて再発防止のさまざまな取り組みを検証委員会でやってきたと思っておりますが、なぜこの事案を未然に防げなかったかというところもあるだろうし、それから先ほど G メンの話も出ましたが、今後どういう点に注意して、未然に防いでいくかということ、それらを含めてどのように再発防止の議論をされているのかお尋ねします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 再発防止への取り組みについてですが、現場で不法投棄された産業廃棄物の大半が首都圏から搬入されていたことを踏まえ、平成 14 年に循環型地域社会の形成に関する条例など 3 条例を制定して、北東北 3 県の圏域内で廃棄物の処理が完結するように取り組みを進めてきたところでございます。また、全国に先駆けて産業廃棄物処理業者の格付制度を創設し、優良な処理業者の育成による産業廃棄物の適正処理を推進してきたところでございます。

さらに、不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、広域振興局に産廃 G メンを配置し、監視、指導体制を強化してきたところであり、産廃 G メンを配置した効果については、先ほど述べたとおりでございます。

このほか、排出事業者への説明会等も現在定期的に開催しており、それらの事業を継続して、本事案を教訓に不法投棄のない循環型社会の形成を目指していきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 検証委員会でも岩手県の組織全体としての行政責任ということで、さまざまな検証をされておりました。その中で、岩手県が三栄化学工業株式会社に対して収集運搬業の更新許可を行った2000年2月時点で、刑事事件の強制捜査が着手されており、不法投棄の実態を県も相当把握していたことから、不許可処分や許可保留、事情聴取などの調査義務を尽くすなどの選択肢を取り得、かつそうすべきであったのに怠ったものということで、この事案については途中で許可申請での対応を怠ったという点が指摘されて、当時の幹部職員を含め3名が戒告や訓告という処分を受けた。この報告書を見て非常に残念な思いをいたしました。いずれ行政職の方々、やはりいろいろな県民からの情報提供、あるいは産廃Gメンも含めて実際に活動する中であって、私はその情報を取捨、精査しながら、未然に防いでいくという姿勢が大切ではないかと思っておりますので、せっかく検証しているレポートがあるわけですから、この点をぜひ今後とも、順次引継ぎをしながら皆さんには対応していただければと思います。

それから、二つ目には、発生する産業廃棄物への対応について、例えば農林水産部所管などいろいろなところで発生しているものについて、担当部、課としてどのように対応しているのかお尋ねしたい。例えばメガソーラーの建設現場で、以前に林地の抜根の事件がありました。部分検査をして、その後に根を抜かれた。これは計画的ではなかったかと思えますし、最近では旧県立軽米病院跡地からの医療廃棄物、こういったものが出ておりました。それぞれ農林水産部、それから医療局と、部あるいは局が違うのですけれども、やはり私は担当部、課としてそういうところにもきちんと対応していく必要があるのではないかとと思っておりますが、その辺の事案についてはどのように対応してきたのかお尋ねします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 他部局との産業廃棄物発生の対応についてであります。事前に廃棄物の処理方法等について相談があった場合には、廃棄物処理法に基づき適正に処理するよう関係部局に助言を行うとともに、必要に応じて広域振興局職員による現地調査を行ってきたところでございます。

抜根の問題についても、情報提供がありましたら速やかに対応するように努めていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 そこなのですね。相談があった場合というところが私は引っかかるのです。やはり担当課としては、こういう事案が県内で発生しているということについては積極的に情報提供を求めて、そしてどのような対処をしているのか、その考え方も聞いて、いずれこの事案についてはこういう法的な処理の仕方があるとか、対応の仕方があると、専門的なところからアドバイスをしていくことが大事ではないかと思えます。

軽米町のメガソーラーのところの抜根は、当初地元業者が見積もりを出してくれと言われて、見積もりを出していた金額があるのですけれども、発注が来たのは1割程度で残りの9割はどうしたかわからない。つまり現地でそれを処理した可能性があるということも聞いているわけです。そういうことを、例えば農林水産部の担当課におきましては、それ

は例えば自然に返したであるとか、あるいは抜根したところも種をまいたから大丈夫だといった程度のことしか多分理解できていないと思うのです。しかし、廃棄物処理法などを考えていくと、やはり私は相当問題があることだと思うのです。

それから、医療廃棄物についても感染性の医療廃棄物なのかをしっかりと区分していかないと、感染性ではない医療廃棄物だと普通の廃棄物処理の仕方でもいいし、感染性の医療廃棄物だと厳密な形で処理をしていかなければならない。そこを担当の県北広域振興局二戸保健福祉環境センターできちんとやっていない、あるいは県北広域振興局できちんとメッセージを出していないと、結果として軽米町では感染性の医療廃棄物だということで厳密に処理をして、膨大な費用もかかっているのです。だから、そこはやはり現地を見て医療廃棄物だと、これが感染性があるのかどうかという判断もしながら、どのくらいの量があるのかの推定もきちんと指示を出しながら検証していくという視点も必要ではなかったかという、私はこの事案を検証してみてそう思っております。

そのことを含めて、本庁と現地と連絡を取り合いながらしっかりと対応してもらわないといけない。こういう事件が出てきたときに、ではこの過剰な処理の仕方をしたお金はどこから出すのだ、町民負担なのか。いやいや、医療局で出してくれ。いや、医療局は医療廃棄物だとは認識しているけれども、感染性の医療廃棄物ではない、こういう認識があるわけです。ここにずれがあるということも今出てきていますので、私はしっかりとメッセージを出すべきだったし、あるいは指示を出すべきだったと思います。

それから、一旦少し工事を中止してありますけれども、あとは工事を進めさせたということは、全体量を把握できないでしまったと私は見えていますので、やはりこのことはもう少ししっかりと取り組んでもらわなければならない。これは、県としての役割なり仕事なり、あるいは県民からすれば県に期待していることでもありますので、待ちの姿勢ではなくて積極的に関与することも必要ではないかと思っております。

まだまだ聞きたいことはあるのですが、時間がもうないということなので、後ほどお尋ねしますけれども、いずれ福田環境生活部長は着任されて早々にこんな問題が内在しているということで驚かれていますと思いますが、やはりこの問題の解決にも環境生活部の力が必要なので、適時適切にアドバイスしながら対応していただければと思っております。

○佐々木茂光委員 私からは、ツキノワグマについてお尋ねしたいと思っております。

この間、新聞で捕獲上限は686頭ということで、ツキノワグマ管理検討委員会の中で決められたようではありますが、また出没、そして人の被害というのもそれに並行しているようなのです。686頭という頭数はどのように決められるものなのですか。

○酒井自然保護課総括課長 捕獲上限数の関係でございまして、今年度から始まっております第5次ツキノワグマ管理計画を策定する際に、県内の熊の推定生息数を試算しております。今の計画だと推定生息数は3,700頭ですが、これを計画が終わる令和8年度までに3,400頭まで減らしていくという方針の下で、年間どれくらいまでなら捕れるのかを試算して決めているものでございます。今回686頭まで上げましたのは、令和3年度の捕獲

上限数が 546 頭だったのですが、これに対して捕獲の実績が 461 頭ということで、捕獲上限数までは達していなかったといったところも加味しまして、令和 4 年度は 546 頭から 60 頭上げて 626 頭にしたのですが、こういった実績も踏まえまして、さらに令和 5 年度につきましてはさらに 60 頭上げて 686 頭にしたという考え方でございます。

○佐々木茂光委員 その令和 3 年度の実績が 461 頭はいいのだけれども、これは積極的に捕獲に向かっている捕獲なのですか。

○酒井自然保護課総括課長 まず、熊につきましては、御案内のとおり鹿のように基本的には捕りなさいという方針の動物種ではないので、まずは出てこないような取り組みをしながら、出てきた場合につきまして、どうしても有害性のある場合については捕獲するという考え方になりますので、動物に対する取り扱いが鹿と熊では違うというところは御理解いただきたいと思います。まず今回 461 頭捕っているうちの 398 頭を有害捕獲という形で捕獲をしておりますので、ほぼ 400 頭ぐらいですが、こちらは基本的には出てきたときに捕るという形になります。

一方、いわゆるこれから狩猟シーズンに入ってまいりますけれども、ハンターが山の中に入って捕るようなものにつきましては、令和 3 年度実績でいきますと 63 頭になっております。

○佐々木茂光委員 一応そういう来るものを捕らえるという原則で、行って押さえてくるということはないということですよ。

新聞の報道を見ても、人里に近いところに熊のすみかがあるのではないかと少し予測を入れた話も載っています。実際この間、環境福祉委員会で話をしたとき以降も熊の出没は見えるわけけれども、通報に至っていないということが量的にかなりあると思うので、皆さんが現場の声をどのように聞いているのか。熊が出没しましたという連絡があったときに、皆さんは現場に出向いたりすることはありますか。

○酒井自然保護課総括課長 熊出没時の対応ということでございますが、まず一般的には警察ですとか市町村に第一報が入ってくる形になりまして、有害捕獲の実動に当たるのは市町村になりますので、実際の現場に当たるのは市町村と警察が中心にはなります。ただ県の広域振興局で捕獲の許可を行っておりますので、その際広域振興局の職員も現場に出て、いわゆる周辺の安全確保であったり、パトロールの立ち会いという形で現場には立ち合わせていただいております。

○佐々木茂光委員 私が言いたいのは、やはり出てきた熊は確実に捕獲をする。人的被害が出ている熊にたまたま出くわして被害を受けるというのは、大体出会い頭に熊にやられるわけです。だから、私は人里に出てきた熊は確実に撃ち落とす方がいいのではないかと考えたのです。

それから、皆さんが捕獲をして、どこかわからない山に行って放すわけでしょう。その捕獲は、どういう方法なのですか。

○酒井自然保護課総括課長 まず、前提として御理解をいただきたいのが、いわゆる人里

の場合、今鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で猟銃が使える場所が決まっております。一応目安としてされておりますのが、発射するところから大体半径 200メートルぐらいの範囲内に人家が 10 軒ぐらいあるところは、人家稠密地域という形で猟銃の使用が制限をされておりますので、そういったことを考えますと、一般的に人里や人家があるところになりますと、基本的に猟銃の使用ができないという形になりますので、その場でいわゆる捕殺をするといったところは現実的にはかなり難しく、周辺を囲むような形で追い払いが第一手段にならざるを得ないと考えております。

○佐々木茂光委員 それは、状況によっていろいろ法的な決まりがあって、要はそこで鉄砲を撃てないというのであれば、その場所を外れたところでは使用は可能だということなのですか。

○酒井自然保護課総括課長 目安が示されておりますので、あとはそのほか大きな獣類でするので、散弾銃などではなくて、ライフル銃のようなもので撃ちますので、いわゆる跳弾なども踏まえた上で、そういった危険性のないところであれば銃の使用は可能になります。

○佐々木茂光委員 私が言っているのは、1 回来た熊をわなを仕掛けたりして取りあえず捕獲して、それをどこかへ持って行って放すわけでしょう。捕殺になるのか、捕獲で終わっているのか、その辺を教えてください。

○酒井自然保護課総括課長 捕獲した熊の関係でございますが、こちらは令和 3 年度の実績になりますけれども、385 頭を有害捕獲しておりますが、佐々木茂光委員がおっしゃるような形で野に放した、放獣は 8 頭だけとなっております、385 頭のうち、ほとんどはそのまま捕殺という形で処理をしております。

○佐々木茂光委員 そうすると、人里に来た熊を皆が押さえて、山に持って行って放した後また熊が来ましたというのは、同じ熊でないのですね。一応、周辺で押さえた熊は捕殺しているわけですね。その熊は、そこにまた来ないと理解していいのだろうか。

○酒井自然保護課総括課長 捕殺しているのは、基本的に何らかの有害性がある熊で、例えば家のそばに生ごみなどがあるとか、庭に柿の木があつたりするところに繰り返して来る習性がある、もうこれはだめだというものに関しては捕殺の処理をしております。タグなどをつけているわけではないので確認は取れませんけれども、基本的には繰り返して来るような熊に関しては、捕殺という手段を取っているのが現状でございます。

○佐々木茂光委員 それで、私の心配事が一つなくなったところもあるのだけれども、やはり熊というのは、習性的に 1 回行ったところは大体わかるわけです。例えば親熊が撃たれたにしても、近くにいる子熊の頭の中に入っている。だから、もしかするとその繰り返しがあのではないかと思えます。だから、私が言っているのは、要するに人里に入って、例えば住民が目撃したものは確実に押さえる、そして脅すという方法をとるべきではないかと思えます。住民の人たちもだんだん熊に慣れていくというわけではなく、その怖さというのはずっと抱えている。熊が入らないように柵を設置するなどしても、なかなか効果も出ていないと思う。

熊が出没するという事は、熊にとってはそれだけ非常に環境がいいのだと思う。だから、そういったところを断ち切っていくと、住民はずっとそれにさらされているわけです。見つけた熊をやはり確実に追い込んでいかないといけないと思うのです。見つけた熊は着実に捕獲をするという大原則を持たないと、当然人がついていけなくなる。その辺の検討はされているのですか。

○酒井自然保護課総括課長 先ほども申し上げたとおりなのですが、まず熊そのものにつきましては、国のレッドデータリストにも載っている種でもありますので、見つけたら捕獲ということではなくて、保護する部分と、捕獲ということによって管理するという部分のバランスを考えて、人類との共生を図っていかねばならない種とされております。佐々木茂光委員がおっしゃるとおり、目撃された場合なのですけれども、なぜここに来るかといったときに、来るような要因、餌となるものがあるのであれば、それをどけるとか、近くに通道になるようなやぶがあるのであれば、刈り払って里のほうに近づかせないといったところも重要になってきますので、こういった周辺環境の整備とあわせて、あとはどうしようもない場合は捕獲して捕殺するという手段とのバランスの中で共生を図っていかねばならないというところは、御理解をいただければと思います。

○佐々木茂光委員 御理解をといっても、やはり朝起きたら熊がいるようなところに住んでいる人たちにとってみれば本当に生きるか死ぬかですよ。

絶滅危惧種というのは日本全体の中でいう話ですよ。要は熊がいないところだって当然あるわけだろうけれども、だったら全体の頭数を考慮して、熊のいるところから熊のいないところに連れて行って放したらいいのではないかと思う。だから、そこは捕獲なり捕殺のあり方というのは、その地域によって違いがあってもいいと思うのだけれども、その辺はどう思いますか。

○酒井自然保護課総括課長 まず、熊の取り扱いの考え方については、確かにそのとおり、地域によって考え方はあろうかと思いますが。熊の学習能力が高いというのは佐々木茂光委員もおっしゃっていたとおりで、そういったことも考えて、いわゆるマタギ文化といいますか、山にハンターが入って、そこで熊を狩るということで、銃の恐ろしさや人の恐ろしさを学習させて、できるだけ里に近づいてこないように取り組んでいます。本県では春先に春期捕獲という形で実施しておりますが、こういった形で熊に学習させて、人里へ近づかせないための取り組みもさせていただいているところでございます。

○佐々木茂光委員 丁寧に熊に言って勉強させているわけですね。

それをやるなどは言う気はないけれども、我々は来られる側なのです。やはり人里に来た熊への対応は、ところによって状況が違うわけですから。例えば人里であればもう近くに学校や病院といった場所もあるし、やはりその辺はしっかり対応していかないといけない。まさにここまで入ったならば、もう完全に捕殺するのだという形で駆除に取り組んでいかないと、だんだん、だんだん事件、事故が多くなってくると思う。もう早くからこういう問題は出ていたと思うのだけれども、ツキノワグマ管理検討委員会の中で、そういう

話は出ないものですか。

○酒井自然保護課総括課長 確かに熊の出没件数の推移であったり、特に今年度につきましては、人身被害の件数が最高だったおととしの令和2年度に迫るような勢いになっているというところもありまして、ツキノワグマ管理検討委員会の中でもそういったところも踏まえまして、特に今年度はより捕獲に力を入れるということで、捕獲上限数の増ということでツキノワグマ管理検討委員の方々にも御理解をいただいているものと考えております。

○佐々木茂光委員 ツキノワグマ管理検討委員の人たちでそういう理解をしているのはいいのだけれども、要するに現場の立場になって、その立つ位置によって捉え方が違いますよね。保護するのも一つだし、押さえるのも一つだしという立場で決められている人たちの中で、来たらもう打ち落としてしまえという極論になるのかどうかわかりませんが、それがやはり地域に生きている側の感情からいけば、その地域を守ることであったり、人里を守る一番の方法ではないかと思うのだけれどもどう思いますか。

○酒井自然保護課総括課長 まず、佐々木茂光委員がおっしゃった場所が人里ということになりますと、先ほど申し上げたとおり銃を使用できません。銃を使用できるところで目撃した熊を、ではそのまますぐ捕殺するべきなのかということになりますと、要は目撃イコールそれが何らかの農業被害ですとか、具体的な被害に及んでいるような場合であれば、捕獲といったことも手段として考えられると思いますが、何も被害がない状態のまま、熊をそのまま即捕獲しろという考え方は、現在は我々としては取っていないところでございます。

○佐々木茂光委員 でも、町なかに熊がいたらそのおそれはあるでしょう。大概の人たちは、山で熊に出くわして熊の被害を受ける。これは、山菜を取りに行つて熊にやられましたと、よく新聞などにも出るのだけれども、それはやはり山に入った人の責任もあると思う。熊には責任はないと思うのです。熊の縄張りに入ったからというのはあるからだけれども。ただ人里に熊が出た場合は確実に捕獲をする。逃がしてやったからいいです、里から離れたからいいですというのでは、それは本当の駆除にならないのではないかとことを言っている。だから、人里に下りてきた熊を確実に押さえて落とすのが駆除になるだろうという考えなのです。

ツキノワグマ管理検討委員会の人たちは、保護をしなければならないという考えと、駆除しなければならないという考えが一つの中にあるから、当然そういう極論ではないけれども、やはりそこまで踏み込まないと本当に人の命は守れないのではないかとというのが私の強い思いなのです。

みんな決まりに縛られてしまっていると、当然被害は出てくるだろうし、ちょうど出没した件数と被害が一致しているようなところもあるので、これはやはり人里に出没してきている一つの表れだと思う。やはりそのときに対策ではなく、そこでもうきちんと決めてしまわないといけない。子熊は親が行ったところを教えられているだろうから、大人にな

れば、あそこがいいのではないか、ここがいいのではないかと食べ物を探して来るわけです。だから、人間も教育されなければならないところもあると思うけれども、熊はそこまで利口ではないだろうから、やはりその辺も少し考えたほうがいいのではないかと思います。どうですか。

○佐々木朋和委員長 佐々木茂光委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○酒井自然保護課総括課長 まず、人里に限定させていただきますと、まずは猟銃の使用ができないという前提の中で、ツキノワグマ管理検討委員会の中には猟友会のハンターも当然御参加いただいております。その方々も人里に出てきたときには銃は撃てませんので、その中での捕殺というのは現状ですと物理的に難しいですので、人里で確実に捕殺というのは、現状ではなかなか難しいと考えております。

○佐々木茂光委員 だから、確実に押さえるということ。そこで殺さなくてもいいから、押さえろということです。

○酒井自然保護課総括課長 その場合ですと大型獣類ですので、例えば麻酔銃ということになったとしても、麻酔が効くまでに1時間程度かかります。その間も暴れますので、より危険性が高まるということで麻酔銃も使えないということになりますので、現状で考えられる手段として、町なかに出てきたときに、その瞬間に捕獲するというのは、なかなか現状は難しいですので、皆さんで追い払うことを第一前提に取り組んでおります。

○佐々木茂光委員 そこは考えたほういいですね。

○吉田敬子委員 まずは、いわて飲食店安心認証制度についてお伺いしたいと思います。

まず、認証店の取り組み店舗数と、もしこれまでに認証取り消しがあればそれも含めて、これまでの取り組みの評価についてお伺いしたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 まずいわて飲食店安心認証制度の認証店舗数でございますが、9月30日時点で5,079店舗となっております。

今取り消しということでお話をいただいておりますけれども、辞退届が出されたものがございまして、辞退届につきましては今まで186件出ているものでございます。この大部分につきましては閉店が理由となっておりまして、閉店が106件、あとは移転しますと再度の登録になりますので、移転で33件、病気、高齢等を理由とした閉店が6件、会社方針が変更になって認証制度からおりますということになったのが7件、あとはその他という形でございます。

○吉田敬子委員 認証店舗数が5,079店舗があり、取り消しもあって、その中の多いのが閉店ということで、飲食店の方々の新型コロナウイルス感染症の影響がいかに大きいかということを改めて認識させていただきました。

9月16日から来店者名簿の作成が休止されましたけれども、対象店舗への通知や県民への周知は、いつ、どのようにされたのか。関係部局、例えば商工労働観光部の産業経済交流課には食の担当もありますけれども、そういったところとどのように連携されているの

かお伺いしたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 来店者名簿の作成についてでございますけれども、休止につきましては9月16日からということで、9月16日に全ての認証店に対しまして周知の文書を発送させていただいております。また、県民への周知ということで、県のホームページにおける周知、県政記者クラブへの情報提供を行ったところでございます。

また、関係部局との連携についてでございますが、実施に当たりまして、まず最初の時点で基準を検討いただいた有識者の方々に意見照会をしたほか、商工労働観光部を含めた関係部局に対しては、事前に情報提供を行って連携を図ったところでございます。

○吉田敬子委員 県内の各認証店舗の皆さんには9月16日に発送されて、事前に関係部局には御連絡はされていたということでよろしいでしょうか。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 はい。

○吉田敬子委員 事前にというのは16日前には商工労働観光部に御連絡されたということだと思いますけれども、16日から来店者名簿作成が休止されたということで、その前日の9月15日に副知事と飲食店の皆さんと懇談をさせていただきました。それは、商工労働観光部に所管いただいて行ったものでした。そのときは、飲食店の経営に関する御相談とか懇談でしたけれども、飲食店の皆さんとの懇談の中で、商工労働観光部からは来店者名簿の休止について、一切話がなくて、ただやはり認証店のお話はさせていただいたのです。認証店の負担、逆に認証されているがための負担もあるということを商工労働観光部とお話させていただいて、そのときは帰りました。

私も勉強不足でしたが、9月21日に県の新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議があつて、そのときに私たち議員にも来店者名簿が休止になったという情報提供をいただきまして、初めて知りました。9月15日の懇談に同席した皆さんに、このことは御存じでしたか、通知は来ていますかと言ったら、初めて知ったとのことで、9月21日の時点でいまだに名簿を作成しているということでした。その後改めて聞いたら、その2日後の9月23日あたりには届いたということでした。ことしの2月定例会の予算特別委員会のときに、商工労働観光部の部局別審査で、ぜひ飲食店の認証制度は環境生活部と経営支援をする商工労働観光部が一緒になってしっかりやっていただきたいと千葉盛委員が取り上げて、一緒に連携していくと御答弁いただいております。関係部局に事前に情報提供したということでしたけれども、産業経済交流課の食の担当からはそういうお話がなくて、まだもう少し連携を強化していただきたいという事案だったと感じておりますが、御所見を伺いたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 今、吉田敬子委員御指摘のお話につきましては、私も9月15日の副知事との懇談について、後ほど報告は受けたところでございました。その中で、さまざま飲食店の方々からの御意見であったり、認証制度に対する御意見もいただいたところでございまして、事後にはなってしまいますけれども、連携については、そこはしっかり同じ情報を入れながらやっていきたいと思っております。

今回事前の情報の提供の仕方のところで、話の行き届かなかったところがあった部分については、今後そういった形で事前の情報提供、あとは認証店に対しての発送はしましたけれども、それが実際のところまだなかなか行き届くまでかかってしまったとか、そういったところについては、次どのような形が取れるのかについては検討してまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 その後も、10月上旬にまだ飲食店で名簿を取っているというところがあって、せっかく飲食店の負担軽減のための取り組みであるはずのものが、現場になかなか全て周知されていないのは残念だと思ひまして、その辺は今後しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

あと、今インバウンドへの緩和策だとか旅行喚起策が講じられていますけれども、今後の飲食店の安心認証制度についての取り組みについてお伺いしたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 今後の取り組みについてでございますけれども、外国人を含む県外からのお客様が今後ふえることが想定されるところでありますが、今後の感染状況を捉えることが今困難な状況でありますので、基本的に今後も認証制度を継続していくことは必要であると考えております。

外国人に対してはホームページに掲載しています外国語版のポスター等ございますので、こういったものを利用して感染対策に御理解をいただきながら、引き続き県民が安心して飲食できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 来店者名簿の作成が休止されたということで、現場の皆さんにとっては負担軽減にはなるかと思ひます。こういった認証店の制度が変化していくことは今後もあるかと思ひますので、点検には行かれていますと思うのですが、ぜひ認証を受けることによる弊害など何が課題なのかなど、現場の皆さんの声をしっかり聞き取れるようにしていただきたいと思ひます。もちろん感染対策は大事なのですが、逆に利用される方々のマナーがなっていないので、認証を取るためにはクリアパネルをつけなければいけないけれども、飲食店の皆さんが5人以上来るときに邪魔だからといって、外してしまう。でも安心認証店だとやらなければいけないから、お客様をたまにお断りしなければいけない。あとは県外の方は岩手県が違う制度になっていると、なかなかその辺もいろいろな御苦労があるようですので、ただ点検に行くだけではなくて、そういった制度のあり方を今後変更していくときに、しっかり飲食店の皆様の現場の声を一緒に聞きながら制度を変えていって、柔軟に対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、L B G T関係の支援の取り組みについてお伺いしたいと思います。パートナーシップ制度導入に関しては、県としての課題は、一つ目に市町村で対象者が違うということと、二つ目として市町村と県それぞれが制度をつくると二重行政になる、その辺が課題であると認識しているとの一般質問での御答弁で、今年度中には方向性を整理したいということでしたけれども、8月末に県内の各団体の皆さんから要望書の提出がありましたが、要望内容とパートナーシップ制度導入に関する県の御所見を改めてお伺いしたいと思います。

す。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 要望内容とパートナーシップ制度導入に関する県の考えについてでございますが、県では令和3年に策定しましたいわて男女共同参画プランにおきまして、性別にかかわらず、一人一人が尊重され、共に参画できる社会の実現を基本目標とし、施策の方向として、多様な性の尊重とLGBT等性的マイノリティーへの偏見や差別の解消を掲げて取り組みを進めているところでございます。

こうした中、本年8月に本県にゆかりのあるLGBT等関係団体8団体の連名による性的指向、ジェンダーアイデンティティ・表現とSOGIE人權の取り組みに関する要望書を提出いただきまして、それについては関係部局とも要望内容について共有したところでございます。この要望の中にもありましたパートナーシップ制度についてですが、こちらについては多様な性の尊重に係る取り組みの一つであると認識しております。

ただ一方で、先ほど吉田敬子委員からも御紹介いただきました課題等もありますことから、制度を必要とされる方にとって真にメリットのある形で物事が進んでいくよう、市町村との関係も踏まえながら本県の対応、方向性について整理していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 市町村との関係を整理しながらと先ほど伺いましたけれども、今年度中に方向性を県で決める、一方で市町村の方向性を踏まえるということであるならば、例えば市町村とそういった協議といいますか、何か話し合いの場を持つとされているのか、その辺について改めてお伺いしたいと思います。

京都府の中にある五つの市が連携して、7月から制度の連携運用を開始されております。岩手県内だと、一関市と盛岡市が今現在導入予定で、ほか4市町が導入検討ということで、自治体によって対象者が違うだとか、もちろん課題はあるのですけれども、ただ一方で自治体によって不公平な状況が生まれないように、しっかり県が連携して取り組むべきだと私は感じておりますが、現在の県の所感についてお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 パートナーシップ制度の導入に当たりまして、市町村と県が連携した取り組みについてどのようなことができるかという御質問かと思いますが、詳細についてはこれから検討を進めていくこととなりますが、例えば市町村がパートナーシップ制度を創設した場合に、県の施設、例えば県営住宅等でも活用できるようにするなど、県内での制度普及を促すための新たなアプローチのあり方について考えていきます。

○吉田敬子委員 市町村でパートナーシップ制度を利用している方が、県営の住宅も同じようにといったことを考えられているということだと思いますけれども、もちろん市町村の状況を見ながらではありますが、要望団体の方々が、やはり県がパートナーシップ制度に対して理解をいただいていると、導入について検討していただけるイコールそういった理解を示してくれるという意味では、背中を押してくれるすごく大きな材料になるということをおっしゃっていますし、東北地方だと青森県、秋田県等、全国的にもやはりしっか

り都道府県単位でも導入が進んでおります。そういった意味でこういった形がいいのかはおっしゃるとおりではありますけれども、引き続き市町村のこともそうですが、県としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

あと一つ、いわて女性の活躍促進連携会議についてお伺いしたいと思います。いわて女性の活躍促進連携会議には、防災、子育て支援、女性の就業促進、農山漁村で輝く女性、けんせつ小町の五つの部会がありますけれども、各部会の提言書作成と、改めてこの部会の開始がいつだったか教えていただきながら、県の取り組みの評価をお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 部会の設置についてでございますが、部会は平成 29 年度に設置したものでございます。各部会においては、平成 29 年度以降、それぞれの分野で女性の活躍を推進するため意見交換や現地調査、研修などの取り組みを行ってきたところでありまして、提言書はこうした活発な活動や検討を通して取り組まれた成果の一つであると認識しているところでございます。

部会では、引き続き提言の実現に向けた活動や情報発信等に積極的に取り組んでいるところでありまして、県としましても提言内容や部会での活動内容を踏まえ、関係部局や関係団体等と連携しながら、さまざまな分野において女性の活躍を一層推進できるように取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 この提言書は、けんせつ小町と女性の就業促進の部会がそれぞれ提言書を出しているということだと認識しているのですが、それでよろしかったでしょうか。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 提言書でございますけれども、農山漁村で輝く女性部会、けんせつ小町部会と、あとは就業促進部会、3 部会で提言しております。

○吉田敬子委員 平成 29 年から活動されているということで、3 部会が提言書を出されているのですが、その提言書の中で事業など、何か反映されているものがあればお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 例えば今年度出されたけんせつ小町部会の提言につきましては、それらについて機会を捉えて提言の内容を周知したり、提言の趣旨に沿った取り組みを進めているところでございまして、例えば具体的にはことし 8 月に開催しましたいわて女性の活躍促進連携会議において提言書を配付し、共有したほか、県土整備部においては 7 月、8 月に県内 13 地区で開催した建設業地域懇談会等において提言書の内容について周知を図ったところでございます。また、7 月には働きやすい職場環境づくりに向けてをテーマに、女性活躍推進講座等を開催するなどの取り組みを進めていると聞いております。

○吉田敬子委員 共有しているというところだと思うのですが、例えば今年 6 月はけんせつ小町の方々から具体的に提言があつて、いろいろな項目があります。もちろん共有は大事なのですが、その一歩先の、ではこの中のうちどれが、県政に反映されているのか。この部会はきっと県民の皆さんの声を代弁していただいているものだと思いますが、

部会の皆さんが一生懸命考えて提言書を作っても、それが県政に反映されているのか、いないのかもわからないのであれば、せつかくの部会の活動が意味をなさないのではないかと私は思っているのです。しっかり提言を踏まえた何かをやったのか、やっていないのか。女性の就業促進も去年提言を出されていますけれども、やはり部会の皆さんに、この部分はこういうふうに関の施策に反映されただとか、しっかり戻していただきたいと思えますけれども、改めて最後に御所見を伺って終わりたいと思えます。

○鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 各部会におかれては、大変活発な活動をしていただいていると思えますし、提言をいただいていたところでございますので、県としましても関係部局と連携しながら、提言の内容について反映させるようにしていきたいと考えております。

○佐々木努委員 私からは、動物愛護について2項目通告をしておりましたが、最初の奥州市内のペット販売店の事案については、先ほどの議案審査の中で詳細についてはわかりました。譲渡会等で譲渡が進んだということで、動物愛護団体の方々の今回の譲渡に対してのかかわり方とか、それから譲渡会の周知等どのような形で行われたのかだけお聞きしたいと思います。

○千葉食の安全安心課長 今回の件に係る団体のかかわりの部分でございます。譲渡の状況につきましては、先ほど御説明したとおりでございますが、先ほど御説明した譲渡の数のうち、団体に対して譲渡になった数が犬については26頭、猫については69頭でございます。この団体と保健所が共催して譲渡会を開催したものも中にはございます。

今後につきましては、譲渡会の共催はもちろんでございますけれども、譲渡する会場の提供であったり、譲渡の情報についての周知であったり、あるいは譲渡を希望する方を御紹介するというような支援に取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木努委員 まず、大変な数だったので、どうなることかと本当に心配しましたがけれども、県と、それから動物愛護団体の方々の御協力ではほぼ全頭が譲渡される見通しとなったようなので、本当に県の取り組み等には感謝したいと思います。引き続きよろしく願いします。

それで、2点目に動物愛護センターについての質問をさせていただきたいと思えますが、2018年に盛岡市と共に動物愛護センター設置の基本構想を策定されたということですが、そもそも県としては動物愛護センターが必要だという認識なののでしょうか。なぜ必要なのか、その認識についてお伺いしたいと思います。

○千葉食の安全安心課長 動物愛護センターにつきましては、動物愛護行政の推進に当たって非常に重要な施設であると認識しております。平成30年4月に策定した基本構想におきましても、五つの機能を動物愛護センターの中に設けるということになっております。先ほど話題になった奥州市の事案のように、災害級の事案が発生した場合にも、その機能を発揮することを想定しているものでございます。

○佐々木努委員 私も本当にそのとおりだと思いますが、来年の3月で構想をつくってか

ら丸5年ということで、これまでも本会議あるいは委員会等でもいろいろな議員から指摘がありますけれども、なかなか建設が見えてこない。5年もたっているのに場所の選定も進んでいない。その経緯はわかっていますが、改めてなぜ進まないのか、そこをお聞かせください。

○千葉食の安全安心課長 まず、検討の進捗状況でございます。基本構想を策定した後、盛岡市との共同による整備の検討を重ねてきたところでございます。より効果的な建設予定地を選定するために、今年度につきましてはこれまで5回にわたって盛岡市との協議を実施してきたところでございます。基本構想に掲げております県民の利便性、あるいは災害発生時の動物救護拠点など五つの要件のほかに、騒音や臭気等の周辺に対する環境衛生への配慮、あるいは財政負担の軽減などさまざまな視点から検証し、最適地の絞り込みを行っているところでございます。

また、おくれの部分でございますけれども、基本構想策定後に民間主導型公民連携事業による再生を目指していた盛岡市動物公園の設置について検討を行ってきたところでございますが、ここにつきましては感染症対策への懸念であったり、公共施設としての役割あるいは整備費用、整備手法などさまざまな観点を踏まえまして総合的に考えた場合、最適解とするには課題が多いという認識で県と盛岡市が一致して、改めて県と市の未利用地から候補地の洗い出しを行ってきたところでございます。

動物愛護センターにつきましては望まれる声もある一方で、周辺の環境悪化等を懸念する声もあり、どのような機能をどこに設置するのか、あるいは他県の先行事例を参考にしどの程度の規模が必要であるか、そのような検討も行っており、時間を要しているところでございます。また、それらの検討と同時に、再生可能エネルギーを導入することによる環境に対する負荷の軽減等についても研究を進めているところでございます。

○佐々木努委員 動物愛護センターをつくるには、いろいろな問題をクリアしなければならないということは、私も理解をしますが、県としてここまでにはつくりたいという考えはあるのですか。何年度までには建設したいという腹づもりはあるのですか。

○千葉食の安全安心課長 現時点で具体的に何年までというところはお示しできないところではございますが、候補地が固まれば、おおむね3年程度での開所を目指せるものと考えております。

○佐々木努委員 先ほどの答弁では、候補地の絞り込みをしているということなのですが、絞り込みをしているということは、ほぼ何カ所か候補地が決まったという認識でよろしいですか。

○千葉食の安全安心課長 現在絞り込みを行っている段階でありまして、具体的な地名等については公表を差し控えさせていただきたいところではございます。具体的に何カ所というお話もなかなかできないところでございますが、今その絞り込みをしているということでございます。

○佐々木努委員 別に隠さなくても、何カ所だと言っていたいただいてもいいと思うのですが、

当委員会でも今年2カ所の動物愛護センターの調査をしてきました。先日は香川県に行ってきたして、あそこは日本一殺処分の数が多いということで、非常に危機感を持っていて、高松市と香川県で動物愛護センターの構想をつくって、結局構想をつくってから建設まで2年ぐらいでもうできたということでした。場所は森林公園の中の駐車場の一画と、あと山を少し削ってというところで、やる気になれば随分早くできるのだと、何で岩手県はできないのだろうかとすごく疑問に思いました。

その前に行った福島県は、廃業したパチンコ店を改装してつくられたようでありすけれども、周りに民家が結構あるのです。ただ、気づいたのは、建物の中から犬の鳴き声とか猫の鳴き声がほとんど聞こえないということで、それは香川県も一緒でしたけれども、やはり随分その辺を工夫されているし、汚水対策もしっかりとされているということで、臭いも特にしませんでした。大分騒音を気にされている住民の方々がいると先ほどもおっしゃいましたけれども、私はあまりその辺は気にすることなくて、そんなに神経質にならなくても、しっかりそういう事例を候補地の周辺の方などに説明すれば理解されるような課題ではないかと思いました。

ですから、何で本当にそこまで場所選定に時間を要して、構想からもう丸5年たっても全く姿が見えてこないのか、私はすごく残念でなりません。さっきおっしゃった動物愛護センターの存在意義というのは、岩手県の場合、東日本大震災津波の発災で多くの動物たちが行き場をなくしてしまったということ、そういう災害がまた起きるかもしれないというときの備えということもありますし、今ペットブームと言われる中で、やはり動物の殺処分を減らしていくという役割も担う、本当に大事な施設だと私は思っています。

少し話が前に戻りますけれども、やはり他県の動物愛護センターに入ってわかったのが、犬もすごくきれいに管理をされていて、今までの保健所の取り組みが悪いとは言いませんけれども、本当にきれいにされていて、これならスムーズに譲渡もされるのだろうということもありましたから、私は一日も早くつくっていただきたいと思います。候補地がどこということとは聞きません。私は候補地はどこでもいいと思っているので、盛岡市でなくてもいいと思っているのです。もし盛岡市が何か問題があるからここはだめだという話をずっと続けているということであれば、私は何も盛岡市と一緒にやることはないと思いますし、その周辺の市町村だって、どこだって私はいいと思うのです。だから、そういうこともしっかり盛岡市にも話をしていただいて、まずここ3年ぐらいにはもう建設できるように頑張ってほしいと思うのです。福田環境生活部長はおいでになってそんなに日がたっていないませんが、こういうことがもう5年間もなかなか前に進まない状況になっていることに対しての所感と、何とか福田環境生活部長がいるうちに目星をつけていただきたいという私の思いに対しての所感をお願いします。

○福田環境生活部長 動物愛護センターは、非常に重要な構想だと思っておりまして、これはぜひ前に進めたいと思っております。現時点でめどをお示しするのはなかなか難しいのですけれども、あえて言いますと、相手がいることですので、確定的には申し上げられ

ませんけれども、できれば年度内をめどに候補地の選定にこぎ着けられるように努力してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○白澤勉委員 それでは、私からは通告に従って大きく2点伺います。

まず、鳥獣被害防止対策についてお伺いいたします。午前中に佐々木茂光委員からも熊のお話でしたが、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、この個体数の適正管理に対する今の県の御認識、評価についてお伺いしたいと思います。

○酒井自然保護課総括課長 ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシの個体数の適正管理でございますが、まず全体的にそれぞれ鳥獣管理計画を策定いたしまして、個体ごとの生態や個体数など、種の特徴を踏まえた鳥獣被害防止対策を行っているところでございます。

まず、鹿についてでございますが、平成30年度の推定生息頭数が約10万頭と推計しておりますが、こちらの10万頭を低減させることを大きな方針にして、積極的な捕獲を推進しております。令和3年度は、2万5,000頭の捕獲目標数に対して2万6,839頭捕獲ということで、捕獲目標は達成しているということでございます。

同様にイノシシでございますが、こちらはかつて一度絶滅したということもありまして、正確な生息数が把握できていないということもございまして、現在は可能な限り捕獲する方針となっております。令和2年度は662頭捕獲しておりまして、令和3年度はさらに945頭まで捕獲数を伸ばしておりますので、こちらも方針どおりの進捗であると考えております。

次に、ツキノワグマでございますが、こちらは午前中申し上げました個体群の保護も考えなければならないということでございますけれども、現在の計画では個体数を徐々に低減させるという方針を取っております。令和3年度の捕獲上限数546頭に対して453頭捕獲しておりまして、この実績を基に令和4年度は捕獲上限数を626頭、さらに令和5年度は686頭まで引き上げて捕獲圧を強化しているところでございます。

これらの野生鳥獣につきましては、農林業被害も同時に続いているところもございまして、こちらの被害低減に向けて農林水産部などと連携していく必要があると考えており、我々としても鳥獣管理計画に基づきましてモニタリングを続けつつ、実際の現場に当たる市町村や猟友会の方々と連携して捕獲強化、被害防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

○白澤勉委員 先ほどの午前中の議論でもないですけれども、まずツキノワグマにつきましても市街地への出没等々、本当に目撃情報もふえていまして、大分密度が高まってきていると捉えております。岩手県環境保健研究センターでも個体数推定のために大規模ヘア・トラップ調査といったものなどを行っているとは理解していますけれども、こちら辺

のやり方の見直しといたしますか、もう少し精度を高めるようなお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○酒井自然保護課総括課長 熊の生息数の推定の調査の方法ということですが、現在のヘア・トラップを使う前に、また別な手法でやっておりました。今の時期ですとヘア・トラップという手法が一番適切とは考えておりますが、ただ推定個体数の把握はやはり長年の課題となっておりますので、もっと精度の高いものというのは常に研究しながら取り組んでいきたいと思っております。

○白澤勉委員 そういった科学的知見に基づいた管理は求められているのだと思うのですが、現場を回っていくと、先ほども答弁がありましたけれども、冬眠から明けて出てくるような春先の捕獲をもう少しきちんと体系づけてやるべきではないかという声もいただいております。そういったことが捕獲率にもつながっていくと思うのですが、そこら辺の狩猟期間の延長といった部分の取り組みを今どのように考えているのかお聞きします。

○酒井自然保護課総括課長 まず、狩猟期間でございますが、例年11月から2月まで狩猟期間になっておりますが、これを過ぎた3月ぐらいの時期に春期捕獲という形で取り組んでおまして、白澤勉委員御指摘のとおり、春期捕獲というのは単に捕るだけではなくて、実際に山に入っていきますので、ハンターの技術の向上といった面ですとか、熊に学習させるという面もございますので、こちらにつきましては我々としては、御案内のとおりできるだけ広い市町村でできるように取り組みを広げていきたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひその辺も検討していただきたいと思うし、あと現場に行くと、市町村への権限委譲の話もよく聞くのです。やはり許可の手続をしているうちに対応が少しおくられてしまうということで、迅速な対応のためにそういった権限委譲についても少し前向きに捉えるべきではないかと思うのですが、御所見をお伺いします。

○酒井自然保護課総括課長 ツキノワグマについて御答弁させていただきましたけれども、まず現在原則としてツキノワグマの捕獲許可の権限につきましては、広域振興局で行っておりますが、市町村で有害捕獲が実施しやすいように3カ月間の特例許可期間を設けているので、その決められた間であれば、捕獲上限数ごとに市町村のこれまでの捕獲した実績に応じて、事前に当てはめた配分枠の範囲内で捕獲許可ができるという形で許可の権限を特例的に委譲している部分がございます。こちらを使って市町村では有害捕獲に取り組んでいただいているところでございます。

○白澤勉委員 例えば市町村に権限委譲すると、過度に捕り過ぎるのではないかなど、さまざま懸念する人の声もあるので、ただ猟友会やハンターの人たちの声を聞いていると、そういった心配もないということで、やはりそこら辺の迅速な対応、体制というのも市町村との信頼関係も持ちながら、ぜひ進めていただきたいと思っております。

イノシシの話に入ります。大分ふえてきていまして、この前も稲刈りの圃場に呼ばれて行ったら、畦畔が荒らされて、ほっくり返されて、そしてモチ米なども食われたり、遊ん

で転げ回ると臭いがついたりして収穫できないといった被害が多く出て困っているという話もありました。先ほどもありましたけれども、捕獲頭数が令和3年で945頭ともうここ5年間で10倍ぐらいになっている。そして、農業被害額についてもこの5年ぐらいで5倍ぐらいの被害が出ています。ただ、被害額の算定については多分畦畔の被害などが計上されていないので一部ではないかと思えます。そういった意味で、このイノシシの対策は、もう喫緊の課題になっているのだらうと思えますけれども、先ほどのGPSを使うといった適正管理も含めて、具体的にどのように取り組もうとしているのかお伺いします。

○酒井自然保護課総括課長 イノシシの関係でございますが、先ほど申し上げたとおり、県内で被害が出ていることを把握しているのですが、では実際どこにどれくらいいるのかということまでは、まだ把握し切れていない部分がございます。今年度これから着手するところではございますが、イノシシにGPSをつけて、実際どこをどのように動いているのかといった行動圏の調査を実施することで、まず生態の部分の調査を進めていきたいと思っておりますし、狩猟をやっているハンターに関しましても、イノシシが一度絶滅したことで、捕獲の技術がなかなか県内全域に広まっていない部分がございますので、イノシシの捕獲に係る技術の研修会を開催をして、かかわる方々の技術向上、あとはモニタリングといったところについて取り組んでまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 今もう実効性のある対策を早め、早めにやらないと、多分本当にこれから県内全域にイノシシ被害が拡大していくことが危惧されますし、早急にGPSなどにより、どの辺にどのように動いているのかなどもしっかり捉えながら、ぜひ進めていただきたいと思えます。

それで、今回私がなぜこの鳥獣被害を取り上げたのかというと、この前市町村長などを回っていたときに、ジビエの話になったためです。毎年鳥獣肉の放射性物質濃度の検査結果が報告書で報告されているのですけれども、県ではこの現状についてどのように認識、評価をしているのかお伺いします。

○酒井自然保護課総括課長 野生鳥獣肉の放射性物質の検査でございますが、現在県ではツキノワグマ、ニホンジカ、ヤマドリ、この3種の検査を実施しているところでございます。検査結果でございますが、まず令和元年度はツキノワグマから2検体、鹿から3検体、ヤマドリ1検体、令和2年度につきましてはツキノワグマから3検体、鹿から2検体、令和3年度につきましてはヤマドリ1検体から、基準を超える放射性物質が検出されているところでございます。

現在全県で出荷制限がかかっておりますが、国のガイドラインでは原則全県、全市町村で1市町村当たり3検体以上のサンプルを取って、1カ月以内にとったものの検査結果が全部基準値以下であることが出荷の条件とされているところでございまして、こちらは野生鳥獣ですと生息数の地域的な偏りや、決められた1カ月間の中で33市町村が3検体を一気に集めるといった物理的な難しさもあって、現実的には基準クリアに向けた実施は難しい現状になっております。

ただ、この辺につきましては、全国知事会を通じてもっと実態に即した形で解除できないかといったところを国に要望しておりますので、こうした働きかけを強めていって、制限解除に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○**白澤勉委員** 鹿肉、熊肉について、令和元年度から3年度までの3カ年だけ見ると、令和3年度については鹿肉54検体を検査してゼロ、熊肉についても13検体を検査してゼロということで、令和3年度になってから初めて基準値を超える野生鳥獣肉が出てこないという状況。やはり過去のデータを見る限り、それまでは3件とか2件出ておりますけれども、ある意味エリアが限定的になっていると整理できるかと思っております。

それで、例えば野田村や宮古市、いろいろと県北地域の市町村などを回ると、鳥獣被害の対策は対策でやるし、それをジビエなどで活用していく。やはり岩手県に来たらジビエ料理をしっかりと食べられるという、そういったほかの地域との差別化を岩手県のこれからの観光資源も含めて進めていかなければいけないと思っております。釜石市、大槌町では令和2年4月15日から出荷制限を一部解除をしておりますけれども、この地域では令和3年度の放射性物質検査結果において基準値超過件数はゼロですから、こういった取り組みを前向きに進めるべきなのではないかと思っております。これは国あるいは県でも、放射性セシウム濃度が基準値以下であると確認した熊肉や鹿肉の取り扱いについてぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、改めてそのお考えをお聞きします。

○**酒井自然保護課総括課長** ジビエの活用につきまして、白澤勉委員御指摘のとおり、限定的な制限解除ということで、全頭検査することで出荷制限を解除して、今大槌町のMO M I J I 株式会社で製造出荷という形で取り組んでおまして、こちらにつきましては農林水産部とも連携いたしまして、ぜひ進めたいという市町村等があれば、いわゆる施設建設に当たっての農林水産部の補助もございますので、連携して取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○**白澤勉委員** ぜひよろしく申し上げます。

そして、二つ目は、放射性物質に汚染された農林業系副産物の最終処分についてお伺いいたします。この前一戸町にお邪魔した際に、今牧草等の農林業系副産物を地中に一時保管しているということでした。平成26年8月に保管工事が終了して、量として582トンぐらいを今地中に埋めており、10年ぐらいたつので、シートの耐用年数がぎりぎりになってくるということで、その辺の焼却以外の最終処分のあり方をぜひ検討してほしいと御要望いただいているのですけれども、まず今の牧草を含めた農林業系副産物の地中保管の現状について、県はどのように認識、評価されているのかお伺いします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 放射性物質に汚染された農業系副産物の現状認識でございますけれども、県全体としては発生量5万9,000トンに対して4万7,000トン余りが処理され、進捗率は80%までになっております。ただ、市町村のごみ処理施設の能力などから全量処理ができず、一部の市町村、具体的には一戸町であります、地中で保管さ

れていると聞いており、安全に保管はされていますが、近いうちに県として環境省と共に現地調査を行い、処理方法について協議していくことを予定しております。

○**白澤勉委員** 今牧草等の処理が8割ぐらい進んでいるという話の中で、恐らく一戸町だけではなくて、私は震災後の陸前高田市のほうの復興に携わりましたが、たしか住田町などでも、そういう地中保管のようなものがあった記憶があるのですけれども、やはり東日本大震災津波から12年近くたってきておりますので、さまざまなそういった課題というのも出てきていると思うので、そこら辺の全県の取り組み、そしてその処理方法、最終処分の方法の対応、ぜひその辺はしっかりと対応していただきたいと思いますが、最後に御所見を聞いて終わります。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 農林業系副産物の最終処分方法についてですが、実は沿岸地域の市町村に対しても8月に環境省と共に訪問調査を行って、市町村のごみ処理施設のほか、民間施設も含めて処理方法を助言しているところでございます。実際に牧草の放射能濃度等の測定の補助も環境省から行われておりますので、処理方法、費用負担面も含めて、県内各市町村に早期処理に向けて指導、助言を行っていきたくて考えております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員** 先ほど白澤勉委員からイノシシの問題が取り上げられましたので、簡潔に御質問させていただきたいと思えます。

まずは、御承知のとおり鹿やイノシシの頭数がふえる一方で、なかなか歯どめがかかっていない状況で、どうして歯どめがかかっていないのかというのは、猟友会の問題や官民の連携などさまざま問われております。イノシシにおいては、なかなか鉄砲で撃つのは難しいことから、有効策として箱わななくくりわながいいという話があり、金額的に箱わなの6万5,000円に比べまして、くくりわなが7,000円ぐらいだということで、くくりわなで対応している方が多いというのが実態のようです。

そこで、何が問題なのかといったときに、12センチ問題というのがあって、要は熊が出没するエリアにおいて、わなは12センチメートル以内のものを使用しないといけないというものです。熊が生息していないのであれば、もっと大きいわなを使っているのですが、岩手県内では熊が生息しないところはないことから、基本的には12センチメートルのわなしか使っていないという決まりになっていると思えますが、まず12センチ問題を把握されているかについて伺いたいと思えます。

○**酒井自然保護課総括課長** まず、仕掛けるわなの関係でございますが、確かにどうしても鳥獣によって大きさが違いますので、ある程度の大きさのものにしてしまえば、それ以下のものが引っかかってしまうというところが問題になっているのは認識しております。

捕れる種類が違ってしまふこと以外にも、鹿を捕ろうと思ったのに熊が捕れてしまふとか、いわゆる錯誤捕獲という問題もございまして、こちらにつきましてはわなの種類等も含めて、環境省でも問題意識を持っておりますので、わなのことだけではなく、種の管理

という部分も含めて総合的に取り組みの検討をしているところでございます。

○**千葉秀幸委員** わかりました。70キログラムぐらいの成獣になると、わなでは捕獲できないという問題があるようでございます。そういったことから、宮城県などでは少しメスを入れ始めたと聞いておりました。先ほど佐々木茂光委員もおっしゃっておりましたけれども、もっと捕獲したいのだけれども、法律等によって一步踏み出せない現状もありますし、もっと捕獲してほしいと職員の方も思っているけれども、超えられないハードルがあると思っておりました。ずばりお聞きするのですが、そういったことから、岩手県としてもこの実態を鑑みたときに、特例措置等を打ち出せないものなのか伺いたいと思います。

○**酒井自然保護課総括課長** 特例措置というのは、いわゆる捕獲圧を強めるという趣旨だとした場合ですけれども、今のところ県の鳥獣保護管理計画においても、少なくとも鹿とイノシシに関しては低減させるという大きな方針で取り組んでおりますし、熊につきまして令和3年度までの計画ですと、まずは保護しましょうという考え方だったのですが、令和4年度以降の計画からは低減させるという方針で取り組んでおりますので、特例ということではございませんが、現在は捕獲圧をより強めて取り組んでいるところでございます。

○**千葉秀幸委員** わかりました。農業被害や人的被害ということで、待ったなしの対策が必要だと思っておりました。私も地元の猟友会の方々等からなかなか制限があって捕獲に最大限力を注げないという状況も聞いておりますので、どの辺のハードルを越えたらその点に取り組めるかということも深掘りしながら今後も注視していきたいと思っておりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○**千田美津子委員** 一つは、午前中に吉田敬子委員が取り上げた同性パートナーシップについてです。私も通告しておりましたが、ほとんど聞いていただいたので、質疑を聞いていまして気になったところを伺います。

これは非常に大事な課題なのですけれども、県内市町村で宣言に向けて取り組んでいるところがある状況の中で、私は県の姿勢が少し後追い過ぎると思ったのです。市町村が宣言すれば、それにかかわって検討するような状況ではだめではないか。東北地方では、秋田県、青森県が既に宣言をして、取り組みを進めている中であって、吉田敬子委員のお話にもありましたが、関係団体のみならず多くの方々が関心を持っている状況にありますので、私はもう少し体制もしっかり整えて、年度中に方向性を整理するというのではなくて、もっと踏み込んでいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○**鎌田特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 千田美津子委員御指摘のとおり、大事な課題だと認識しておまして、詳細はこれから検討させていただきたいと思っておりますけれども、まずはパートナーシップ制度を必要とされる方にとってどのようにするのがよろしいのかを第一に検討を進めてまいりたいと考えております。

○**千田美津子委員** そのとおりかもしれませんが、これから検討していくということで、実際はチームをつくって検討を進めているとか、そういう状況にはないわけですか。今の実態についてお聞きしたいと思えます。

○**田丸若者女性協働推進室長** 現在若者女性協働推進室で進めてはおりますけれども、各関係部局と関係団体の皆さんから意見を聞きながら、真にメリットのある方向はどのようなものなのかを検討しております。まだ取り組みを始めていないということではなくて、いろいろ全国の状況ですとか、既に取り組んでいる自治体から情報収集しながら今取り組んでいる段階でございます。年内に方向性を示すと申しあげましたけれども、それは既に取り組んでいる市町村と一緒にあって検討していくということでございます。

○**千田美津子委員** 決して後ろ向きでないとは思いますが、具体的に進めている市町村にあって、いろいろメリット、デメリットがありますけれども、やはりそれらを県も率先して、市町村と連携するというのが今非常に大事だと思います。そういった意味で、若者女性協働推進室が中心となってというのは、そのとおりでいいのですが、やはりさまざまな団体の方々と意見交換を定期的に行っていくとか、私はもう少し積極性をを見せていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○**田丸若者女性協働推進室長** 千田美津子委員がおっしゃるとおり、いろいろな団体ですとか市町村と意見交換しながらということでございますが、既に県内の市町村に対しましても状況確認、情報収集しているところでございますので、今後も意見交換しながら進めてまいりたいと思います。

○**千田美津子委員** では、よろしくお願いたします。

あと、もう一つは、先ほど臼澤勉委員が質問されましたが、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の件で一つ確認しておきたいのが、一関市、平泉町、奥州市は、汚染状況重点調査地域の中で、やはり先ほどもお話ありましたが、牧草などを梱包していた入れ物がもう老朽化して大変な状況になっているという話をしたことはあるのですが、汚染状況重点調査地域で処理されていない量が今どのくらいあるのか。県全体では8割方処理されて、あと1万2,000トン残っているようですが、どのような状況にあるか教えてください。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 市町村ごとの量は公表されておりませんので、これは申し上げかねるのですが、汚染状況重点調査地域であれば一関市にだけ残っているという状況でございます。一関市は独自に処理をするということで、少し遅いのですが、確実に処理は進んでおりまして、環境省と共に一関市を訪問して、必要なアドバイスは行っているところでございます。

○**千田美津子委員** それはわかりました。関連しますが、側溝の汚泥などがなかなか処理できなかった状況にあるのですが、関連してその点がどのようになっているかお聞きします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 側溝汚泥については、奥州市と一関市に保管されておりましたが、奥州市については平成28年度に処分が終了しており、一関市においては16カ所に一時保管されております。最近側溝の詰まりが問題になった7カ所については全て撤去され、県内の処理施設で処理されているということで、残るは一関市の地中保管されている16カ所のみだと認識しております。

○千田美津子委員 わかりました。残っている箇所についても、環境省、国の責任でこれまで処分ができなかったけれども市町村で何とかしたいということでやってきた部分もあるわけですが、やはり国の責任でしっかり処分できるのであればやっていただくということで、ぜひ指導をお願いしたいと思います。

それでは、3点目ですが、きょう説明いただいた岩手県水道広域化推進プラン（素案）について、若干お聞きしたいと思います。この間、ブロック検討会等もやられていたということでした。水道問題は本当に県民、市民の命にかかわる問題で、非常に大事な課題だと思います。プランの概要にもありますように、人的な問題、それから財政的な課題はどれも抱えていて、これからの取り組みがますます重要になってくると思います。

それで、この概要を見たときに、例えばシミュレーション概要の中で、管理の一体化が実施件数11件、施設の共同化が10件ということで、これまでやってみたシミュレーションだと思いますけれども、このほかに事業統合や経営の一体化などがあるということなのですが、例えば検討部会の中でどのような反応が出されていたのかが一つ。

それから、シミュレーション概要の下のところ、令和52年度時点における県全体の家庭用20立方メートル当たりの月額料金が広域連携をしなかった場合と比較して60円改善することが期待されるとあるのですが、これだけ見ると大したことなく、その効果額とか何か別の方法で出す必要があるのではないかと思います。これだけ見ると、非常に大したことがないと思うわけですが、左のほうに財源の確保という点で、例えば私は県南部なのですけれども、何もしなければ料金が2.13倍から17.52倍と大変な額になるわけです。それらを見ると、やはりいろいろな検討が必要なのだろうということは、これを見ただけでわかるのですけれども、ただこれからシミュレーションをかけて、さまざま検討していく中で、やはりこういう効果があるとか、しかしここは問題があるとか、もう少しそういうことがわかるような表示の仕方が必要ではないかと思ったので、その点をお聞きしたいと思います。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 岩手県水道広域化推進プラン（素案）につきまして、まずシミュレーションについて、今回掲載した管理の一体化11件、施設の共同化10件のほか、どういった反応があったかということでございます。この表の下の米印に書いておりますとおり、広域連携の形態が、恐らく千田美津子委員御指摘のとおり、事業統合や経営の一体化などがあるところでございます。こちらにつきまして、県内の市町村からは一部希望の手は挙がったところではございましたけれども、今回のシミュレーションの前提条件でございますが、マッチングが成立したものについてのみ実際のシミュレーションに移ったというところではございまして、相手方とうまくマッチングが取れて今回実施したものは、この合計の21件ということでございます。できなかったところについても、今後またこういった実際のシミュレーションの結果などを踏まえながら、必要なものについては考えていきたいと考えているところでございます。

次に、シミュレーションを実施した結果、60円になるというところで、ほかの方法等が

あるのではないかという御指摘でございました。千田美津子委員がおっしゃるとおりでございまして、今回お示しした水道料金の将来的な見通し、例えば御指摘いただきました17.52倍などにつきましては、いわゆる成り行き推計といたしますか、このままの状態が進んでいった場合にこのような数字になるというものをお示ししたものでございます。今回のこういった課題の把握を踏まえまして、各事業者においても今後対策は講じていくものと考えておまして、事業者ごとの取り組みがされて一定の軽減は図られていくと考えております。

また、今回お示ししたシミュレーションにおいて、60円という数字は出ておりますけれども、このうち施設の共同化につきましては、特に大きな効果が見込まれているものでございまして、一つ例を申し上げますと、県北部において施設の共同化がシミュレーションであるのですが、こちらについては2,000円程度とかなり大きな効果が見込まれているところでございます。地理的な制限はございますが、こういった効果的な取り組みについて、今回シミュレーションを出してこなかった事業者においても、ここは積極的な横展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○千田美津子委員 11件、10件というのは、まず相手が合意した部分でやってみたということで、今後いろいろそれぞれの事業体で検討して、どういう形がいいかということで実際は進むのだと思います。

それで、実は例えば奥州市はダムの問題があつて、そして今企業は節水型になっていて、それから人口減少とあわせて見込み水量がぐっと減ってしまって、設備投資の見直しを相当かけています。それでも大変な引き上げをしなければ維持できないということで、本当にそれぞれの事業体が抱える課題はすごく大きいと思います。例えば23ページですが、シミュレーションが出ていて、ナンバー4には県南、沿岸南部ブロックということで、施設維持管理の共同委託というのがあつて、委託はできるものだとは思いましたが、こんな形でいろいろなパターンが考えられるのだと思いますが、いずれ非常に問題は深いわけで、そういった点で各事業者が方策を練ると同時に、県の援助、それから指導がやはり非常に大事になってくると思います。取っかかりになると思うのですが、このシミュレーションをしながら将来の水を、資源をしっかりと確保する、そしてできれば安価な水をとということで、ぜひそういう立場で今後進めていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 千田美津子委員御指摘のとおりで、水道事業は非常に重要なものでございますし、住民に非常に身近な問題でございます。基本的に水道事業につきましては、市町村が水道事業の経営のあり方、どう成り立たせていくかということにつきまして、住民の皆さんと意見交換しながら実施を検討していくものではございますが、県といたしましても広域連携に係る施策の策定や推進、これは水道法上に責務として県においても定められているものでございますので、希望する事業者同士が広域連携を実現するような調整を図るなど、各事業者の意向を尊重しながら、各事業者持続的な水道事

業の経営ができるように支援してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中1、議案第2号令和4年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）並びに議案第7号令和4年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案3件について御説明申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）についてであります。議案（その1）の4ページをお開き願います。一般会計補正予算（第4号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費の25億8,674万円余の増額と、4款衛生費のうち1項公衆衛生費と、5ページに参りまして4項医薬費の69億5,450万円余の増額で、総額95億4,125万円余の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,868億8,576万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書33ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ御説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄の一番上、管理運営費でございます。過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を増額しようとするものであります。

その下の生活困窮者自立支援事業費は、地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置等に要する経費を増額しようとするものであります。

2目障がい者福祉費の障がい福祉サービス支援事業費補助は、新型コロナウイルス感染症発生時において障がい福祉サービス事業所等が継続してサービスを提供するため、消毒経費、衛生用品費、職員が感染した際の人材確保等の掛かり増し経費への支援に要する経費を増額しようとするものであります。

3目老人福祉費の二つ目、緊急時介護人材確保、職場環境復旧等支援事業費補助は、新型コロナウイルス感染症発生時において介護サービス事業所等が継続してサービスを

提供するため、消毒経費、衛生用品費、職員が感染した際の人材確保等のかかり増し経費への支援に要する経費を増額しようとするものであります。

35 ページに参りまして、3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の三つ目、認定こども園施設整備費補助は、子育て支援のための体制を整備するため、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備への支援に要する経費を増額しようとするものであります。

その下のいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助は、子育て世帯に対する県独自の支援金として、児童1人当たり1万5,000円の追加給付に要する経費について補正しようとするものであります。今回の追加給付は、所得制限を撤廃して支給しようとするものであります。

36 ページに参りまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費の一番上、管理運営費は、過年度の国庫補助事業の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還等に要する経費を増額しようとするものであります。

その下の母子保健対策費は、低出生体重の子供を育てる家族のため、県独自のリトルベビーハンドブックの作成及び配付等に要する経費について補正しようとするものであります。

3 目予防費の一番上、感染症予防費は、新型コロナウイルス感染症に係る医療費公費負担、検体採取及び行政検査等に要する経費を増額しようとするものであります。

二つ下の感染症等健康危機管理体制強化事業費は、感染症患者のうち軽症者の療養のため、宿泊施設の確保及び自宅療養者の健康観察等に要する経費について補正しようとするものであります。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、オミクロン株対応ワクチン等の追加接種に対応するため、県の集団接種に要する経費、休日等に行われる集団接種に医療従事者を派遣する医療機関や個別接種に係る診療所等に対する支援に要する経費を増額しようとするものであります。

三つ下でございます。新型コロナウイルス感染症対策管理費は、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査等に対応するため、保健所支援本部への看護師の配置に要する経費や必要となる事務費等を増額しようとするものであります。

39 ページに参ります。4 項医薬費、2 目医務費の一番下でございます地域医療再生等臨時特例交付金償還金は、過年度に実施した事業について新たに返還金が発生したことから、国庫へ返還に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正について説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、議案（その1）の8ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の2変更中、当部所管事業は1、みたけの杜整備であり、旧施設の解体工事について建設資材の価格高騰等により限度額を1,700万円増額し、2億5,900万円に変更しようとするものであります。以上で一般会計についての説明を終わります。

次に、議案第2号令和4年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。再びお手元の議案（その1）11ページをお開き願います。11ページから12ページにかけての母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ2億3,014万5,000円の増額であり、補正後の予算総額は6億310万2,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書にお戻りいただきまして、80ページをお開き願います。まず、歳入であります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みにより減額しようとするものであります。

81ページに参りまして、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みにより増額しようとするものであります。

82ページをお願いいたします。歳出であります。1款母子父子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉資金貸付費から3目寡婦福祉資金貸付費は、それぞれ前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みに伴い、補正しようとするものであります。以上で母子父子寡婦福祉資金特別会計についての説明を終わります。

次に、議案第7号令和4年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。お手元議案（その1）にお戻りいただきまして、26ページをお開き願います。26ページから27ページにかけての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ12億7,686万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は1,114億9,487万5,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の110ページをお開き願います。まず、歳入であります。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、未就学児均等割保険料負担金に係るシステム改修に伴い、国からの特別調整交付金を増額しようとするものであります。

111ページに参りまして、7款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金は、療養給付費等の実績等に基づき、国民健康保険財政安定化基金からの繰入金を増額しようとするものであります。

112ページに参りまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度の国民健康保険特別会計からの繰越金の確定見込みにより増額しようとするものであります。

113ページに参りまして、9款諸収入、3項雑入、1目雑入は、保険給付費等交付金について、前年度事業の実績額確定に伴う返還金の確定見込みにより増額しようとするものであります。

114ページに参りまして、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、未就学児均等割保険料負担金に係るシステム改修のため増額しようとするも

のであります。

115 ページに参りまして、5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目療養給付費等負担金償還金から 4 目償還金は、国や社会保険診療報酬支払基金から交付されている負担金や交付金について、前年度の療養給付費の実績等に基づき、償還に係る所要額をそれぞれ補正しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 緊急時介護人材確保、職場環境復旧等支援事業費補助について、関連してお尋ねしたいと思います。

高齢者施設、それから幼児施設や学校関係という集団生活をするところでのクラスターが多いわけでありますが、特に高齢者施設でのクラスターについてはどんな対策をやって、その対策の効果が出ているのかということはどう捉えているのか伺います。

○前川長寿社会課総括課長 高齢者施設のクラスターにつきましては、7 月以降かなり日に日に数がふえておりまして、その中で対策と申しますと、例えば一斉検査を定期的にやらせていただいたりですとか、あとやはり最初に 1 人目の患者が出たときに、できるだけ施設の中で陽性者をふやさないために、初動対応のところを適切に実施していただきたいということで、初動対応についての周知を図ったりですとか、あとは業務継続計画をしっかりと立てていただいて、それに基づいて対応していただけるようにということで、そういった周知を図ったりしているところでございます。

あと、掛かり増し経費と申しまして、クラスターが発生した際に必要になります経費につきましては、適宜申請に基づき補助を実施しております。

○高橋はじめ委員 今おっしゃったような対策を取っていても、なかなか減らすことができない現状なのかと、少しそういう思いもしております。

そういう中で、こういうやり方もあるかという思いで新聞の記事を見ていたのですが、これは三重県津市の介護老人保健施設いこいの森というところで抗体価の検査をして、職員と入所者で抗体価の下がっている人に対しての特別な取り組み、それから抗体価が下がっている職員の仕事場も少し変えていくといったことも含めてクラスター防止をやっていくということです。今始めたばかりなので、そう大きな成果として数値が出ているわけではないのですが、いずれそういう取り組みもあるということを含めて、高齢者施設、特にどちらかという基礎疾患を持っているような方も多いわけだし、それから自己免疫力の弱っている方が多い施設でありますので、その辺のところを特に気をつけて取り組みを進めたらいいのではないかと考えています。その辺を少し調べていただいて、有効的であればそれを広げていただければと思ひまして、質問させていただきました。

いずれ介護の担当をする方が、病院もそうですけれども、陽性反応が出てしまうと仕

事につけないということになりますので、大変でしょうが、ぜひクラスターの減少に向けての取り組みをしっかりとやっていただければと思います。

○白澤勉委員 それでは、私からはいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助についてお伺いいたします。

まず、8月ぐらいまでに一度行われておりますが、その支給実績と、何か課題があったのかお伺いいたします。

○高橋子ども子育て支援室長 5月臨時会で議決いただきました第1回目の給付金補助の事業につきましては、全市町村で実施の予定でございまして、給付時期につきましては現在20市町村で8月までに給付済みとなっているところでございます。また、10月までには全市町村で給付を完了するという予定を伺っているところです。また、市町村独自に上乘せをして給付している状況もあるというところでございます。

○白澤勉委員 20市町村で8月までに支給完了、10月までには全市町村で給付完了ということですが、やはり結構時間がかかっているという感じがいたしました。

あと、先ほど所得制限撤廃ということで御説明があったと思うのですが、所得制限を撤廃する考え方を伺います。

○高橋子ども子育て支援室長 8月までに給付済み、あるいは10月までに給付の完了予定ということで、少し時間がかかっているという御質問でございましたが、県議会の議決後、市町村においても市町村議会に諮って上乘せするというところもございまして、そういった手続的なところと、やはり支給に係る事務的なところで、今後速やかに実施されていくものと考えております。

また、所得制限撤廃についての考え方でございますが、児童手当法の改正によりまして、本年10月支給分の児童手当から一定以上の所得者層への特例給付が廃止されるということはございますけれども、やはり子育て世帯に対しては普遍的な支援が必要であるという考え方から、全ての子供の健やかな成長のための環境をひとしく確保するために、今回所得制限を設けない実施のスキームとさせていただいたところでございます。

○白澤勉委員 参考までに、東北各県の取り組みの状況をお伺いしたいと思います。同じような考え方で進めているのか。

それから、きのうも本会議で質問がありましたけれども、18歳までの支給という考え方についてです。まさに今の価格高騰等々の子育て世帯の支援という考え方でこの事業は組み立てられているとは理解するのですが、そこを中学生で区切るのか。私も子育て世帯というか、高校生3人を送り出しましたけれども、やはり例えば東北各県では高校生まで対象にしている取り組みはあるのかないのか、参考までにお伺いいたします。

○高橋子ども子育て支援室長 東北各県の状況についての御質問でございます。当方で把握しております情報によりますと、青森県におきましては18歳以下の子供に対して支援金を給付するという事業を実施しておりますし、また山形県におきまして今回高校生

以下の子供が3人以上いる多子世帯に限定してということになりますが、交通系ICカードを支援するという事業を実施していると聞いております。

○白澤勉委員 本県では、青森県や山形県のような取り組みの検討というのはいらないのでしょうか。

○高橋子ども子育て支援室長 高校生等、18歳未満も対象にすべきではないかということの御質問でございます。一般質問でも御答弁させていただいたところでありますが、コロナ禍において依然として若年者の感染が高い水準がある中で、中学校修了前の児童を養育する家庭におきましては、やはりまだ依然として県内の保育所や学校で、休園、一部休園、あるいは登園停止という措置も多くなっておりまして、保護者もそういったことになると仕事を休まざるを得ないということで、収入が減少することもあるということでございます。そういったことでは物価高騰の影響を特に受けていると判断したところでございまして、今回中学校修了前の児童を対象とする事業とさせていただきます。

○白澤勉委員 中学生までと高校生までとを区切る合理的な理由を改めてお伺いします。実際青森県などではやっている事例がありますので、中学生を育てている世帯と高校生を育てている世帯、あるいは多子世帯に、例えば限られた財源を集中するとか、多分いろいろな検討は当局でもされていると思いますけれども、その辺をもう一回お伺いいたします。

○高橋子ども子育て支援室長 中学生以下で区切るのか、高校生等の18歳未満までとするのかという御質問でございますが、先ほど答弁しましたように、中学生以下となりますと、やはり子供の休園、休校に伴って仕事を休む非正規雇用の方も多数いらっしゃるのだと思っておりますので、そういった方々の収入が減少するという状況があるということが一つございます。今回の子育て支援の給付金の事業につきましては、人口減少対策の中での子育て支援の事業の一つと考えておりまして、なかなか独自財源での支援ということが難しい中で、こういったコロナ禍、物価高騰の中での国の財源を活用しての事業ということでありまして、県の限りある財源の中で、どこまでを対象として支援していくかということの判断等もあろうかと思っております。やはり産み育てるということで、出産、子育て、そういったところの若いところを中心に、今回限られた財源の中で支援をさせていただくというスキームで提案させていただいているものでございます。

○白澤勉委員 当然限られた財源で効果的に対策を打っていかねばいけないということは重々承知しております。そういった中で、当局予算編成の中ではさまざまな議論されて、こういったスキームを組み立てているとは十分理解いたしております。先ほどの所得制限を撤廃して、真に必要な家庭のところに限られた公的資金が注入されるべきということは、基本的な考え方としては持っています。事務手続をいろいろ進めていかなければいけない中で、児童手当等を含めて、そういった部分で何か進めなければいけないからこうするのだとかという答弁が来るのかといういろいろ想定して聞いたのですけ

れども、まずこの程度にいたします。

最後に、市町村との連携がすごく大事になってくると思いますが、今回の補正に対して、先ほどの市町村の上乗せといった市町村との調整というか、今後どの程度上乗せなどが見込まれているのかお伺いいたします。

○高橋子ども子育て支援室長 本事業についての市町村との連携についてでございますが、この事業の2回目の実施に当たりまして、市町村等にも実施の意向を確認させていただいているところでして、現在のところ全市町村において2回目の実施についても行っていく予定であると伺っているところでございます。

なお、どういった支援内容とするかにつきましては、県議会の議決もこれからということで、なおかつ各市町村の御事情等もございますので、そういったことを踏まえて今後検討していくということであろうと考えております。

○吉田敬子委員 まずは、母子保健対策費からお伺いしたいと思います。

今回6月定例会の当事者の団体の皆さんからの請願を受けて、迅速に9月定例会の補正予算で対応していただいたことには大変敬意と感謝を表したいと思います。

県独自のリトルベビーハンドブックの作成及び配付ということでありましてけれども、6月定例会のときにも確認させていただきましたが、県内の低出生体重児の数と推移について改めてお伺いしたい。大体対象が何人くらいになりそうなのかと、いつから配付になるのか、どこへ、どのように当事者の皆さんに配付になるのかを確認させていただき。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 リトルベビーハンドブックについてでございます。今回作成することにした対象ですけれども、先行して導入している他県と同様に、出生体重1,500グラム未満の赤ちゃん、極低出生体重児と呼ばれていますけれども、その方を対象に考えております。

近年ですと、県内では出生体重が1,500グラム未満の極低出生体重児の出生数は、年間で70人程度で推移しております。この70人が原則年間の対象者となりますが、1,500グラム以上の方であっても、例えば医療機関で支援が必要だとか、そのように認められた方等に対しても交付の対象とすることを考えていますので、年間の所要部数は大体100部くらいということで算定をしております。

作成のスケジュールでございますが、これから本議案が議決され次第、まず早急に医師、看護師、助産師、保健師等、当事者団体の方も含めた検討会を開きまして、県独自の内容をどうするか、それからどのように配付していくかを協議しながらつくり込んでいきたいと思っております。そういった協議を経まして、年明けに印刷製本という作業に入っていくと思っておりますので、完成が3月、そして実際にお手元にお配りできるのが来年の4月というスケジュールを考えております。

○吉田敬子委員 大変迅速に取り組んでいただけたらと思っております。また、6月定例会の当委員会でも当事者団体の声もぜひお聞きいただきたいとお話ししたところですが、

当事者団体も一緒に議論していただけるということで大変ありがたく思っております。

配付については、この議論の中でということですが、おそらくNICUが1番多く、あとは地域周産期母子医療センターになるかと思えます。

今回予算額が100万円ということで、このくらいでできるのかと若干心配ではあったのですが、この額で大丈夫なのですね。わかりました。

また、これに関係して母子健康手帳なのですが、来年度以降に全国的に改正をされることになってはいますが、岩手県でも母子健康手帳については来年度以降に改正をされる予定なのかお伺いします。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 母子健康手帳の見直しについては、国においておおむね10年ごとに社会情勢等の変化を踏まえて内容の改訂を行っているところでございますが、本県では国の制度の改正などを踏まえて当事者団体、医師会等、保健師団体等と毎年協議をしまして、岩手県版の母子健康手帳を作成しているところでございます。今年度も国は10年に1回の見直しのタイミングでしたので、その改正の内容を踏まえまして、来年度以降の母子健康手帳の作成についてこれから作業に入るところでございます。

○吉田敬子委員 その新しい母子健康手帳には、産後ケアの部分もしっかり入れていただけたということでしたので、岩手県版にもそういうものがしっかり記載されていけば、県が取り組んでいる産後ケアについてもしっかりと周知も含めて、さらに推進できると思っておりますので、リトルベビーハンドブックについては引き続きよろしくお願いいたします。

あともう一つ、医務費の産科診療所開設等支援事業費補助について、今回補正がなされておりますけれども、こちらについて若干補足で説明をしていただきたいのですが、これまでの実績と今回の補正に至った経緯についてお伺いしたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 今回の補正につきましては、当初予算のときに申請がなかったところから改めて整備をしたいという申請がありましたので、それについて増額補正させていただきます。

○吉田敬子委員 わかりました。ということは、今年度手を挙げている方がいるということでしょうか。なかなか手を挙げていただくところがずっと少ないですが、これまでいろいろな質疑させていただいたのですが、その課題についてお伺いできればと思います。

○山崎地域医療推進課長 今回の補正については、新たな設備整備ということで、産科診療所を新設するというのではないのですが、当初予算のときには予定されていなかったところが今回新たな整備をしたいという申し出がありましたので、増額したものでございます。

○吉田敬子委員 本県では新設や増設、また設備の部分での産科診療所開設等支援事業費自体は新設か、増設か、あとは機材に対しての補助なのですが、なかなか医師がい

らっしゃらず新設、増設が難しい中で、他県では例えば人材のところ新たに助産師を呼ぶ際の人件費の補助などの細かいところに補助をされていて、これまでの質疑で提言させていただいているのですが、改めてこれまでの事業の実績についてお伺いしたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 これまでの設備整備の実績ということでございますが、令和3年度ですと、五つの医院において合計で2,000万円ほどの補助実績がございます。

○吉田敬子委員 金額ではなく、これまで何施設補助されて、そのうち新設や増設がどのくらいとかというところがもしわかればお願いします。

○山崎地域医療推進課長 経年での施設数は、手元に資料がないのですが、令和3年度については5施設に対して整備補助しております。

○佐々木努委員 私もリトルベビーハンドブックについてお伺いしたいと思っておりますが、まず私からも早急な対応をしていただいて、心から感謝申し上げたいと思っております。

6月定例会の際は、私からはやはりどんな子供でも同じ母子手帳を使えるような配慮が欲しいということもお話ししましたが、あくまでもリトルベビーハンドブックは、1,500グラム未満の方のために改めてつくらなければならないということでそういうお子さんを持つお母さん方、請願者の方々との話でそういうことになったということでもよろしいかということと、それから100万円の補正予算ですが、これは単年度で、例えば70冊程度必要で余裕をもって100冊つくるといふことなのか、それとも何年か分をまとめてつくるといふことなのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 リトルベビーハンドブックの作成に当たって、全てのお子さんに共通のものという御提案もいただいておりますが、母子健康手帳につきましては国の省令で定まっている統一の様式があります。そして都道府県の任意の項目もある中で、やはり国の省令に従ったものを作成しなければならないという制約があります。その中で、先ほども申し上げましたが、国も10年に一度の改訂、見直しを去年からことしにかけて議論しておりまして、その中で例えば低出生体重児、多胎児、障がい児など、多様なニーズの対応についても配慮すべきではないかというのも論点の一つになったと伺っております。

ただ、結果としては、それを全て包含するような1冊の手帳という結果にはなりませんので、現時点では本県を含め、各都道府県もやはり低出生体重児のお子様にはリトルベビーハンドブックという形で配慮していくという方向になっているところでございます。

あと、また予算額についてですが、複数年対応できるだけの予算を算定しております。先ほど70部プラス30部で100部と算定をしましたが、おおむね5年程度は作成できる予算を計上しております。実際には今後ふえれば、その期間については動きがあるかもしれませんが、複数年を対象に考えております。

他県で先行している都道府県の予算の状況なども参考にしたのですが、おおむね100万

円前後で作成していると伺っております。

○**佐々木努委員** 子育て世帯の支援金の事業について、先ほど臼澤勉委員も私がこれから話すことと似たようなニュアンスで質問されたと思いますが、確かに今物価高でありますし、コロナ禍も続いている中で、子育て世帯に支援金を支給するということについては誰も否定はしないし、反対はしないと思います。お金があるなら、やはり少子化対策の観点からもそういう施策は必要なかもしれませんが、私はどうしてもそういう支援金の支給を行うに当たって先立つのが、本当に大変な子育て家庭、独り親家庭、それから子供がいっぱいいる家庭など、そういう家庭が県内にいっぱいあって、そういう方々は今いろいろな意味で大変だろうという思いです。全ての子供たちに対して平等に支給することに、少し疑問を感じるころがありまして、やはりその辺のところを県で何か考えてもよかったのではないかと思います。この1万5,000円という金額の根拠も、よくわかりませんが、金額云々ということよりも、やはり大変な世帯に、例えば少し重きを置くということも考える必要があったのではないかと思います。その辺の議論はされたのかお聞きしたいと思います。

○**高橋子ども子育て支援室長** まずは、この1万5,000円という金額の根拠について、金額算定の根拠とさせていただきますとつきましては、家計調査に基づく本県の1世帯当たり1カ月の消費支出額、1世帯平均2人換算なのですけれども、25万5,000円ほどに、令和4年度の物価上昇率1.9%を反映させまして、物価上昇による1人当たりの6カ月の影響額を2,500円と見込んで、今回2回目掛ける6カ月ということで、1万5,000円と算出させていただいたところです。

多子世帯ですとか困窮されている世帯等、多数支援が必要な子育て世帯がある中でということのお話、あるいは臼澤勉委員にもお話しいただいたとおり、高校生はどうなのかというお話もありますが、物価高騰が高校生、あるいはそのほかの子育て世帯も含め、広く県民に影響を及ぼしているということは承知のとおりでございますし、また長期化することも予想されるころでございます。今後支援を拡充するかどうかにつきましては、やはり今後また物価の動向がどうなっていくか、その影響がどのように及ぼされていくか、あるいは今回も含めて施策の効果も見ながら検討していく課題と考えております。

○**佐々木努委員** もっと今一番大変なところに少し厚くしようとか、そういう議論は内部でなかったのかということを知りたいです。

○**野原保健福祉部長** 佐々木努委員から御指摘いただいて、やはり我々も限りある財源で困窮されている方に速やかに支給をしていく、困っている方にも支援をしたい。この二つでいろいろ検討しています。コロナ禍にあって、また物価高騰で、生活困窮者支援の仕組みというのは、実はこれまでの基本制度にさまざまございます。生活福祉資金貸付制度がありますとか、あとは生活困窮者の方々に対する支援、あと本日請願で議論されるかと思っておりますけれども、昨年、福祉灯油という制度を導入いたしました。これは、住民税非課税の方々、いわゆる生活困窮の方々に対する生活資金という部分の支援という給付金ですの

で、やはり生活困窮、本当に困っている方々への福祉制度、既存のスキームを使った支援、あと国の経済対策等でも生活困窮を対象としたスキームもございます。

それと、速やかに子育て世帯の方々に支給するという事で、先ほど高橋子ども子育て支援室長からも答弁しましたが、18歳、15歳のところで、やはり15歳以下ですと児童手当の支給に合わせて、いわゆるプッシュ型で支給ができる。18歳にしますと、市町村で制度の周知を行う、申請をしていただく、それを手続をする、それから交付するという事で、どうしても一定程度の時間がかかってしまうということもございます。そういった視点で、さまざま福祉制度の観点、総合的な視点という観点でこのようなスキームとさせていただきます。

○佐々木努委員 確かに野原保健福祉部長の言うとおりののかもかもしれません。児童福祉のサイドで、子育て支援を行うサイドでは、全部の子供が平等にということが先に立つのだと思いますし、それ以外の部分については別なスキームで支援をすればいいのではないかという考えは、確かに理解はできるのですけれども、私も子供たちが3人いて、それぞれ孫がいるわけです。孫に対して、多分今回この支援も行われるということなのだけれども、前回の支援も含めて県、あるいは市からお金が来ている、もらえるということを、通帳なりを見なければわからない、そういう家庭が結構多くて、お金が入っていてラッキーだというような家庭も現実にあるのです。

そうではなくて、一体いつ県からお金が来るのだと。毎日通帳の残高を見て、まだ入っていない、支払いがあるけれども、本当にもらえるのだろうかというような、本当に日々食べるのも厳しいという家庭が一方にあって、それを同じに考えてやっていくということが私の中では疑問に感じています。いろいろ制度的なことやスピード面、プッシュ型とおっしゃった県の考え方もすごくよく理解はできるのですけれども、私はそれ以上にどうしてもそういう恵まれないところにいち早く少し手厚い支援がいつてほしいということを優先に考えていて、こういうことをお話をしたわけであります。

これは県の考え方ということであり、もう議案にも載ってきているものですから、これ以上は言いませんけれども、もう少しそういうところを手厚くやっていただく、そこは私は分けてもいいと思うのです。差をつけたって、これは仕方がない。この前もさまざまなものに所得制限がかかっていましたから、所得制限撤廃という考え方ももちろんあるのですが、私は本当に苦しんでいる人たちのところに十分な支援が行くのであれば、やはり所得制限というものもありだし、理解もされるのではないかと思いますので、そこは今後さまざまな施策を考える上で、少し気にとめていただければと思います。

○千葉秀幸委員 私からも2点、いわて子育て世帯臨時特別支援金とリトルベビーハンドブックについてだったのですが、おおむね重複したものですから、かぶらない程度で質問させていただきたいと思っております。

まず、先ほど来議論が交わされておりますが、中学生で線を引いたほうがいいのか、あるいは高校生まで延ばすべきかという話もありますが、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金も限られていたり、事務作業にスピード感を持たせるという話、本当に御苦労されているので、非常に難しい問題だと思っております。ただ、子育て世代も、長引くコロナ禍あるいは物価高騰の影響を受けて困っているというところも 15 歳で線を引ける問題でもないので、非常に難しい御判断だと思っておりますが、実際に困っている方々、子育て世代、高校生を抱える方々まで、お悩みの方が多くいらっしゃるというところだけは理解いただいて、次回交付されることがあるとすれば、議論の中にも交ぜていただきたいと思っております。

その中で、先ほど交付されたところが既に 20 市町村あり、それ以外のところは 10 月までには完了するというお話をいただきました。それで、まだお金が交付されていないところは、例えばシステム改修に時間がかかっていること等が考えられますが、実際このシステム改修費等、あるいは事務費も 10 分の 10 を補助するということですが、1 回目も含めて幾らシステム改修にお金がかかったのかと、改修を行った市町村数も幾つあるかお知らせをいただきたいと思っております。

○高橋子ども子育て支援室長 システム改修費についてですけれども、今回要求させていただいております補正要求額は、システム改修費も含めた事務費になりますけれども、全体で 7,300 万円余ということになっております。前回 5 月臨時会で議決いただきました予算ベースになりますけれども、その時点での事務費につきましては 7,000 万円余を計上させていただいていたところでございます。今回が 7,300 万円余ということでございます。

市町村数は確認させていただいてから答弁させていただきます。

○千葉秀幸委員 わかりました。今回またこれが議決された暁には交付されると思うのですが、1 回目のときにシステム改修されているということは、システム改修費はもうかからないと思っていてよろしいですか。

○高橋子ども子育て支援室長 1 回目でシステム改修をしたのであれば、今回システム改修はしなかったのかという御質問につきましても、確認させていただいたうえで御答弁させていただきます。

○千葉秀幸委員 わかりました。いずれ 1 度改修されているのであれば、今回あるいは次回も改修する必要はないのではないかとということで、そうなれば余計とは言いませんが、支出が減るかと思って質問させていただきました。

あと、リトルベビーハンドブックに関して 1 点質問いたします。今回年間 70 人を想定されて、そのほかに 30 人で計 100 人程度ということでしたが、これから生まれてくる低出生体重児に交付される予定、あるいは既に低出生体重児を持つ方々にも交付をされるのか確認させてください。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 今回複数年に対応できるくらいの冊数を整備できる予算を確保しております。その対象範囲につきまして、1,500 グラム未満の低出生体重児ということにしてはおりますが、どの時点からということにつきましては、今の方も含めるかを、これから当事者の方々を含めた検討会を開催していきますので、その中で議論し

ていきたいと思えます。

○**千葉秀幸委員** わかりました。リトルベビーハンドブックの中身等々も踏まえて、ぜひとも必要とされている方がいれば、多くの声に応えていただきたいと思います。改めて私からもこういった方々に歩み寄っていただいたこと、県の取り組みに感謝をして、質問を終わりたいと思えます。

○**千田美津子委員** 軽症者宿泊療養事業費についてお伺いしたいのですが、今新型コロナウイルスの感染者数は全数把握ではなくなって、65歳以上や妊産婦、一定のリスクのある方々が調査対象となっていますが、今宿泊療養所へ宿泊する方々は、どういう方になっているのかというのが一つ。

それから、この間軽症者宿泊療養所を3カ所設置されて、私は県南地域や沿岸地域には本当に施設がないと思っていたのですが、現状はどういうエリアの方々が宿泊しているのが実態かお聞きしたいと思います。

○**三浦感染症課長** 軽症者の宿泊施設に入所される方についてでございますけれども、どうしても家庭内で動線を分けられなくて、あと重症化リスクの高い方と一緒にお住まいで、そういった方に感染をさせてしまう可能性のある方について、今ウェブ上などで対象になる方についてお知らせして、さらにチェックをしていただくと、保健所から連絡させていただいて、入院調整というか、宿泊施設の調整をさせていただくことになっており、そういう方が主でございます。

宿泊施設の場所についてでございますけれども、一時沿岸地域にも1カ所置いていたのですけれども、利用者が少ないということもございまして、今4カ所動かしていますけれども、千田美津子委員御紹介のとおり県南地域にはない状態が続いております。確保に向けて協議させていただいているところがございますけれども、現在でも入室者が16名ぐらいということで、少ない状況が続いておりますので、コストなど、いろいろなことを考えつつ進めていく必要があると考えております。

○**千田美津子委員** 4カ所ということで、沿岸地域にも一時設置をしたということで、それはよかったなと思うのですが、今少なくなってきたと思っても、やはり中部保健所や奥州保健所などは感染者が結構多い中で、実は家族が特に多い方々で動線が分けられない、何とかして欲しいという相談が結構来たのです。ただ、その当時は盛岡市に行かなければならないというので、諦めて、家庭外で宿泊可能なところを探した人がいるのですけれども、やはりそういった点で、補正予算でも大きな金額が予算化されていますけれども、今総数とすれば宿泊する方は多くはない。だから、以前聞いたときは、例えば100室といった大きな部屋数が欲しいし、それに携わる方々の確保が困難だということで、それもそうなのだとは思っていたのですけれども、今は10室、20室という形で設置できないものかと、やはりいろいろな方々から言われております。

そういった点で、第7波ですごく相談がふえて、これからもどうなるかわからない中で、例えば北上市も奥州市もなかなかそういう施設がないという返事だったのですが、大きな

ホテルでなくても、そういうところを探すなりの対応が必要ではないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○三浦感染症課長 千田美津子委員からもここについては再三御指摘いただいておりますけれども、やはり空調でございますとか、スタッフの動線ですとか、いろいろな面を考えて、受け入れてしまうと、どうしてもスタッフと患者の距離を取らなければならないというところを考えていきますと、全館個別空調や、個室にバスユニットがついていて、しっかり面倒を見られる施設になってくると、やはりある程度の大きさのものが必要になります。そうなりますと、それなりのスタッフで運営していく必要がありますので、入所する人が多い状況でありましたら、ある程度必要なのかもしれませんが、先ほど千田美津子委員がおっしゃったとおり、遠いから行きたくないという方ももちろんあったりするのだとは思いますが、そういったところを総合的に勘案して、今こういう状態で運営させていただいております。

○高橋子ども子育て支援室長 先ほどの子育て世帯臨時特別支援金給付事業のシステム改修費の関係でございます。当初5月臨時会におきまして、また今回におきましても、システム改修費等も含め、事務費ということで振込手数料ですとか、実施に係る連絡用の郵送料等も含めて事務費計上させていただいているところでございますが、実質的には1回目の給付に当たりまして、既存の児童手当システムを活用して、改修等は行わずに実施できたということで、システム改修を行っている市町村は、今のところないことを確認しております。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第79号福祉灯油

の全市町村での実施を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**前田地域福祉課総括課長** 受理番号第 79 号福祉灯油の全市町村での実施を求める請願につきまして、お手元の配付資料により御説明いたします。福祉灯油の全市町村での実施を求める請願に係る説明資料でございます。

1 ですが、県内の灯油配達価格の 18 リットル当たりの状況でございます。平成 19 年度から令和 4 年 9 月までの国の調査による月別の価格を表にしております。表中網かけ部分ですが、過去の各年度におけるいわゆる福祉灯油助成事業の対象時期を示しております。灯油価格の状況でございますが、平成 20 年 8 月に 2,400 円台という価格がありましたが、その後平成 23 年度から 26 年度はおおむね 1,600 円台から 1,900 円台で推移し、平成 27 年度に一時期 1,100 円前後まで低下しましたが、それ以降上昇し、昨年 10 月に 1,800 円台となり、さらに本年 2 月以降は 2,000 円台が続いております。

2 は、国の動向でございます。平成 19、20、25、26 年度は、原油等価格高騰対策として特別交付税が措置されております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたところです。

3 は、東北各県の実施状況でございます。昨年度は、6 県とも助成事業を実施しております。今年度については、先月調べたところ原油価格・物価高騰等における生活困窮者向け支援事業といたしまして、青森、秋田、山形、福島の各県で実施予定ということでございます。

4 は、県内市町村における福祉灯油事業等の実施予定でございます。本年 9 月 1 日現在の意向を確認いたしましたところ、実施決定が 3、実施検討中が 14、県補助がある場合が 9、その他が 7 となっております。

次のページにお進みください。2 ページ目の 5 は、これまでの本県の福祉灯油助成事業等の実施状況を表にしております。平成 19 年度、20 年度は、全県を対象として実施しております。平成 21 年度、平成 22 年度は、灯油価格の状況や実施市町村数に鑑み、実施を見送っております。平成 23 年度以降は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村の多くが助成事業を実施する意向を示したことから、沿岸 12 市町村を対象に被災地福祉灯油事業として実施しております。

助成対象世帯でございますが、高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯であって、市町村民税非課税の世帯、または生活保護法による被保護世帯としております。

補助実績につきましてもこちらの表のとおりでございます。実施市町村、助成世帯数及び県補助額を記載しております。令和 3 年度でございますが、12 月定例会において新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業として、予算額 2 億 5,700 万円余の補正予算措置を講じていただいたところであり、補助実績としては助成世帯数 7 万 9,000 世帯余、県補助金額は 1 億 9,900 万円余となっております。説明は以上でございます。

○**佐々木朋和委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉秀幸委員 2011年から20年までにおいては、10年間被災者中心に実施されて、昨年度も新型コロナウイルス感染症の拡大という観点から全33市町村で取り上げたところでございます。今回請願を採決するに当たって、現場の方々の声というのは非常に重要なところでありまして、昨年度補助した際に、もらって困るという方々はいらっしゃらないので、前向きな評価をいただいているかと思いますが、まずは市町村などの現場からどういった声があったのかについてお知らせいただければと思います。

○前田地域福祉課総括課長 昨年度の実施状況についてのお尋ねでございますけれども、これまでもこの事業は、市町村が生活困窮世帯に対して助成を行った場合に県が一定の額、または率を補助するという形でございます。まず市町村がこういった生活困窮世帯への助成を行っているところでございます。それぞれの市町村1世帯当たりの金額については、それぞれの市町村がその状況に応じまして決めているものでございます。それらの市町村で予算措置して支給しているところであり、私どものところに直接現場の声があるわけではございませんけれども、市町村の施策に沿った形で県の補助をすることで、幾ばくかの負担が軽減されたと認識しております。

○千葉秀幸委員 わかりました。補助したことについて、市町村においても前向きな御評価になっているだろうと予測しております。

今回物価高騰に対してということでございますが、そういった観点から見ますと、私たち希望いわでの議論の中でも、では果たして灯油だけなのかという話が出ました。電気、ガス、水道等も上がっている中で、灯油だけに特化するのはどうなのかといういろいろな議論が出たのですが、いかんせん岩手県においてはこれから冬を迎えるに当たりまして、灯油は非常に欠かせないという観点から、一定程度理解を示しているところでございます。

今後は灯油だけにかかわらず、幅広く物価高騰の影響が出ているという観点から議論をしていく必要もあるのではないかとということだけを申し添えさせていただきます、私からは終わります。

○白澤勉委員 私からも何点か確認いたしますが、まず4番の県内市町村の状況で、実施決定、検討、県の補助がある場合は実施とありまして、その他が7市町でございますが、このその他の7市町はどういう考え方ですか。実施しないはゼロということになっていきますので、そこを教えてください。

○前田地域福祉課総括課長 その他の7市町村でございますけれども、他の市町村の状況などを見て検討したいという回答でございました。

○白澤勉委員 それから、戻って3番の各県の基準額、それぞれ差がございますが、山形県7,500円、福島県7,000円とあります。岩手県はこれからの話だと思うのですが、まず助成世帯数を現時点でどのくらいに想定されているのか。そして、もし実施するとすれば、今当局で過去の実績等も踏まえてだとは思いますが、検討している基準額を教えてください。

○前田地域福祉課総括課長 実施した場合の対象世帯であるとか、あと予算というところ
でございますけれども、こちらは昨年度の事業実績では助成世帯数が約8万世帯となっ
ております。

なお、昨年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大の長期化であるとか、また物価高騰
が続いていることから、昨年度対象となりました8万世帯、補助金の総額2億円弱という
実績を下回ることではないのではないのかと推測されます。

○臼澤勉委員 いずれ限られた財源を使ってということになるのかもしれませんがけれど
も、今の県内の灯油の価格が非常に上がってきているというものに対して、今回支援する
効果を県としてどのように考えていくのか、何か考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○前田地域福祉課総括課長 先ほどの灯油配達価格でございますと、1缶2,000円台とい
うのは、平成20年以来でございますが、それがしばらくの間続いているということであり
まして、高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯などの生活への影響は大きいものがある
と考えております。この福祉灯油事業のほかにも、生活困窮世帯の生活支援策として新型
コロナウイルス感染症の影響による減収世帯を対象とした各種貸付けや給付金が拡充され
てきたり、また国からの非課税世帯に対する交付金などがございました。これらさまざま
な支援策がございますが、やはり経済的な困難に直面している困窮者を支援するそれぞれ
がセーフティーネット的な役割と考えますので、この福祉灯油事業を実施された場合には、
そういった生活困窮者のセーフティーネット的な役割の一つとなるのではないかと考えて
おります。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願
の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 再開します。

それでは、採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第80号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅
賃上げを求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○畠山企画課長 それでは、受理番号第80号医療・介護・保育・福祉などの職場で働く
すべての労働者の大幅賃上げを求める請願につきまして、お手元にお配りしております資

料により説明いたします。

まず、1の看護職員、介護職員、保育士等の処遇改善の状況等についてでございますが、(1)のとおり、国では昨年11月の閣議決定に基づき、看護、介護、保育など新型コロナウイルス感染症対応と少子高齢化対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、全ての職員を対象とした公定価格のあり方を抜本的に見直すこととしました。今般10月より公定価格は見直されましたが、その間ことし2月から9月までの分も全額国費により、看護職員は収入の1%程度、それ以外の職員は収入の3%程度引き上げる処遇改善事業を県では実施しております。

(2)は、県内の対象施設における事業の実施状況でございますが、支給予定分を含みます9月末現在、計4,133施設、22億5,400万円余の支給見込み等となっております。表の右の欄には主な対象施設を記載しておりますが、看護職員は一定規模以上の救急医療機関、介護、障がい福祉職員は、現行の処遇改善加算対象サービス事業所等となっております。

(3)は、10月以降の対応でございますが、看護職員については診療報酬の改定により、収入の3%程度まで引き上げて実施するほか、介護、障がい福祉職員については介護報酬等の改定により、また保育士等については公定価格の改定等により、それぞれ9月までと同じ水準で実施することとしており、対象施設は全職種9月までと同じ施設となっております。

2ページをお開き願います。各職種における賃金の状況でございますが、表の金額は令和3年6月の所定内給与額、具体には決まって支給される現金給与額から時間外勤務手当、宿日直手当など、勤務状況に応じて支給される手当を除いた額となります。各表の一番下の欄、差の2列目の欄をごらんください。国の統計調査ですが、職種ごとに県平均と全国平均を比較しますと、全職種とも県平均は全国平均より低い状況です。

次に、各表の2段目、一番右の差の欄をごらんください。職種ごとに県平均と県内全産業の平均を比較しますと、(2)の介護職員、(3)の訪問介護従事者、(5)の保育士が県内全産業平均より低い状況となっております。

また、すぐ下段の3段目の差の欄をごらんください。全国での比較でございますが、看護師以外の四つの職種において全産業平均より低く、また括弧内の数値にある役職者を除いた場合はございますが、その場合は全職種において全産業平均より低い状況となっております。

3ページをお開き願います。3の病院看護師賃金のOECD加盟国との比較でございますが、2021年のOECD調査によりますと、2019年または直近年では、購買力平価を用いてアメリカドルに換算して比較しますと、OECD加盟国34か国の平均4万8,000ドル余りに対しまして、日本は4万ドル余りと7,000ドル余り低い状況となっております。

最後に、3ページ下の県等からの国への要望状況でございますが、(1)の県の要望では、介護人材の確保及び育成として、処遇改善の継続に当たっては利用者や地方負担が伴わない財政措置を要望しているほか、4ページ目をお開き願います。子ども・子育て支援新制

度の円滑な実施として、処遇改善を初めとする保育士確保対策に十分な財源を確保するよう要望しております。

(2)の全国知事会の要望では、新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえた看護師等の確保への財政支援や、診療報酬改定による処遇改善や看護職員等の確実な改善につながるよう適切な制度設計を要望しているほか、介護人材や保育士等においても人材確保に向け、さらなる処遇改善につながる取り組みの実施などを要望しているところでございます。説明は以上でございます。

○佐々木朋和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 質疑がなければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 それでは、再開いたします。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木朋和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 81 号 mRNA ワクチンの有効性と安全性が確立されるまで接種延期等

の請願、受理番号第 82 号感染対策として予防効果が疑わしい mRNA ワクチン接種の政策評価・緊急対策等の請願及び受理番号第 83 号 5～11 歳への新型コロナワクチン接種の努力義務規定の撤回と子供・若者への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願、以上 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。

○佐々木医療政策室長 それでは、お手元にお配りいたしました受理番号第 81 号 mRNA ワクチンの有効性と安全性が確立されるまで接種延期等の請願、受理番号第 82 号感染対策として予防効果が疑わしい mRNA ワクチン接種の政策評価・緊急対策等の請願及び受理番号第 83 号 5～11 歳への新型コロナワクチン接種の努力義務規定の撤回と子供・若者への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願に係る説明資料により、一括して説明させていただきたいと思えます。

まず、1 の新型コロナワクチン接種の法的位置づけでございますが、新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の臨時接種に位置づけられ、厚生労働大臣が都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示しているものでありまして、接種の実施主体であります市町村は、厚生労働大臣通知や法定受託事務の処理基準であります国の手引等に基づきまして接種を実施しているものであります。

2 の薬事承認から臨時接種の位置づけまでの流れについてですが、以下の表に記載しておりますとおり、まず薬事承認につきましては、治験により収集された資料に基づく薬事承認申請について PMDA——独立行政法人医薬品医療機器総合機構というところがございますが——によるワクチンの品質や有効性、安全性の審査を経まして、薬事・食品衛生審議会が厚生労働大臣に答申いたしまして、これを受けて厚生労働大臣はワクチンの有効性、安全性を審査し、承認するという流れでございます。

また、臨時接種の位置づけにつきましては、厚生科学審議会におきまして接種の有効性や安全性、接種対象者、接種間隔、努力義務の適用の有無について審議し、厚生労働大臣は審議会の意見を踏まえ、市町村長に対し臨時接種を指示し、都道府県知事は円滑に接種が行われるよう市町村長に必要な協力を行うものとなっております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。3 のワクチン接種に係る説明、情報提供についてでございますが、新型コロナワクチン接種に当たりましては、法に基づきましてあらかじめ接種対象者と保護者に対し、適切な説明を行うこととされておりまして、市町村等におきましては国の手引に基づきまして接種前の接種券の送付の際、予防接種の有効性、安全性及び副反応ほか注意事項が盛り込まれている国が示しました説明資料の送付をしているところでございます。

また、接種当日には、ワクチン説明書の内容を理解した上で予診票の記載が行われているかの確認をした後、医師による予診でワクチン接種の有効性、安全性、副反応、それから健康被害救済制度の説明をし、本人または保護者から文書への署名により同意があった場合のみ接種が行われているというものでございます。

なお、接種後の健康観察において、アナフィラキシーショック等の副反応に医師が適切

に対応しているほか、県の専門相談コールセンターにより副反応にも医学的な相談に応じているというところでございます。

4はインフォームド・コンセント、これは医療を提供するに当たり、適切な説明により患者や家族等に理解を得る取り組みでございますが、その関連規定でございますが、新型コロナワクチン接種に関しましては、予防接種法第11条及び3ページになりますが、予防接種法実施規則第5条の2、それからその下の予防接種の実施に関する手引きの3の(3)において、国が作成しております新型コロナワクチンの説明書等を活用し、接種対象者またはその保護者が理解し得るような適切な説明を行い、文書により同意を得た場合に限り接種を行うとされております。

その下には、参考までにオミクロン株対応2価ワクチンの説明書での効果の部分の抜粋を記載しております。

4ページをごらん願います。5のワクチン接種に関する評価は、オミクロン株対応ワクチンの有効性、安全性に係る厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の見解でございますが、オミクロン株に対してより高い免疫応答が確認されている2価ワクチンの追加接種により、一定の発症予防効果及び重症化予防効果が期待でき、さらに発症予防効果の改善が期待できること、また安全については、現時点では重大な懸念は認められていない旨が記載されております。

5ページをごらん願います。6の(1)は、5歳から11歳の小児接種の有効性と安全性についての厚生科学審議会の見解であり、有効性の評価では、治験の成績等を踏まえると本剤3回目接種の有効性が期待できること、安全性の評価では、初回免疫を含む安全性情報からは、5歳から11歳の小児において新たな懸念は認められていない旨が示されております。

また、(2)の努力義務適用に当たっての議論につきましては、小児の感染者数も増加傾向にあり、重症例や死亡例の割合は低いものの、感染者数の増加に伴い、重症者数は増加傾向にあること、有効性について時間経過とともに逡減した初回接種の感染予防効果が追加接種によって回復することが近接した年齢区分で確認されていること等、オミクロン株流行下における一定の有効性を示唆する報告があり、薬事承認されていること、安全性についてはほとんどが軽症または中等症であり、大きな懸念はないと薬事審査において判断されていることなどの見解が示されております。

最後に、6ページをごらん願います。県の新型コロナワクチン専門相談コールセンターの相談件数でございますが、令和3年4月から令和4年9月末まで、安全性や副反応に関しては9,476件の御相談をいただいているところでございます。説明は以上でございます。

○佐々木朋和委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋はじめ委員 説明は説明として、本当に有効性、安全性が確立されているかということに尽きるわけでございます。現在臨床試験中ということなので、一定の期間が過ぎないと、人体に対する影響がどの程度であるかというのはわからないという現状だと思いま

す。

それで、これだけ日本で接種率が高いのに、陽性者がどんどんふえている。世界で一番と言われているような状況にあるのですが、これはひっくり返してみると、接種率が高いから陽性者がふえているのではないかと言えなくもないと思いますが、その辺はどのような見解をお持ちですか。

○佐々木医療政策室長 ワクチン接種によって、逆に感染が生じやすい、またあと重症化が進むといったことがあるのかということかと思えますけれども、国で示しております見解によりますと、これは厚生科学審議会等での審議した見解になりますけれども、これまでのワクチン接種の中で、現在接種した方にそういうことが生じているという報告はないということと、それから臨床試験、実用化の後でも現時点では確認されていないという見解が示されているところでございます。

ただ、高橋はじめ委員がおっしゃるとおり、新しいワクチンでございますので、これから先中期、長期的にしっかりと監視していかなければならないということも見解として示されているところでございます。

○高橋はじめ委員 わかりました。現在、陽性者の方がワクチンを何度接種しているかということが数値的に統計を取れるものかどうか。大枠の数字でしかないのですけれども、80%を超える接種率なのに、これだけふえているということは、要するに接種しても感染している人がかなりいるということなんでしょうから、その辺の数値を捉えているのかどうかお伺いします。

○佐々木医療政策室長 接種した方がどれだけ感染されているかということでございますけれども、ことしの1月1日から8月31日までのデータでございますけれども、感染された方の届け出が8万9,468件あったということでございます。ただ、その中で1回もしくは2回、3回までのワクチン接種という接種歴のある方が8,907件ということで、大体10%程度となっております。ただ、これにつきましては医療機関の報告になっておりまして、ワクチン接種の有無について全て報告があるわけではなくて、相当数報告がない不明者もありますので、10%という数字については、正確にはっきりしたものではないということでございます。

いずれワクチン接種の後にも感染しているということでございますけれども、このワクチン接種は必ずしも感染を抑える効果がありますということで実施しているというものはございません。やはりワクチン接種は、感染の予防の効果も一定程度期待できるというほかに、接種した後に時間がたちますと抗体価が下がっていきますので、そうするとまた感染しやすくなるということもございますので、接種した方も感染しないということはないと考えております。

○高橋はじめ委員 全くそのとおりでございまして、なかなか実数が把握できていないというのが一つ。

それから、当初このワクチンを導入する際は、全員が接種して集団免疫を獲得すれば、

新型コロナウイルス感染症は乗り越えられる、通常の生活に戻れるというような触れ込みというか、風潮というか、そういうことでスタートしてきたわけですが、それが一定程度期間が過ぎると抗体価がどんどん下がってしまって、そして感染しやすくなるので、またブースター接種をしなければならない。それも、当初の接種間隔は8カ月なのに今度は6カ月、5カ月、今は3カ月でもやろうと期間も短くなっている。これからすると、今後も3カ月単位で年に4回ぐらいワクチン接種しないと感染防止、あるいは重症化防止をできないという理論も成り立ってくるわけでありますが、その辺の予測といってもなかなか難しいと思いますが、どのようにお感じになっていますか。

○佐々木医療政策室長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、時間が過ぎると抗体価はどうしても下がってくるというのは、ほかのさまざまなワクチン接種でも同様の部分はございますけれども、特に新型コロナワクチン接種につきましては、まず感染防止という部分もございまして、重症化防止というところが大きな狙いということで進められている部分もございまして。特に流行する時点において、感染防止もしくは重症化防止という目的でしっかり打っていただくことが新型コロナウイルス感染症による重症化など、感染拡大を防止していく一つの策かと考えているところでございます。

○高橋はじめ委員 最初は感染防止、それが感染防止でないと、今度は重症化防止と焦点がずれてきている。そしてまた、基礎疾患も持っている方にこのワクチンを優先的にというように流れてきています。これは保健福祉部から提供いただいた資料なのですが、新型コロナウイルス感染症患者の死亡者の推移について、今毎日報道機関にも数値が発表されておりまして。それを細かに、月別や年代別に資料をいただいておりますが、また主な危険リスク因子ということも資料をあわせていただいておりますが、年度ごとに見ると、死亡者が令和2年度で24人、令和3年度で29人、令和4年度は10月6日にいただいたのですが、141人と5倍近くになってきているのです。先ほどのところに戻りますと、ワクチンをこれだけ接種して、高齢者の方も接種して、なぜ5倍ぐらいに死亡者がふえてきているのかというところが一つあるし、それから年代別の男女の死亡者数というのをおあわせて資料いただいているのですが、これによると196人中65歳以上が182人。つまり亡くなった方の約9割が高齢者の方で、若い人たちはあまり亡くなっていない。50歳未満はたった2人という状況なのです。

これらを総合的に考えると、新型コロナウイルス感染症で亡くなっている方は、65歳以上はがんなどの基礎疾患をいろいろ持っていますが、このコロナ禍前も、老衰の方や、さまざまな基礎疾患を持っている人が亡くなっている。そのときの統計数値を取っていれば、現在の数値とほぼ同じではないかと思えます。それが指定感染症2類ですから、亡くなった時点でPCR検査をして陽性反応あるかどうかを調べなければならないというこの現状によって、この数値が出てきていると思うわけです。

それから、主な危険リスクは、心疾患が44例、がんが36例、糖尿病34例、高血圧36例、それから慢性の腎臓病30例、こういったリスクも見ていると、これはコロナ禍前と変

わりない数値だと思うのです。

そういう中であって、なぜワクチンを半年、5カ月、3カ月のスパンで打たなければならないのか。そのことを非常に疑問に思うし、諸外国ではもう3回でやめているところが大分ふえてきている。このマスクも今私も含めて皆さんやっていますが、外国人は外ではもうほとんどマスクはしていない。今海外からの旅行者も日本に来てびっくりしているという状況もあって、やはりこれは今変えるべきタイミングに来ているのではないかという思いが一つあります。

それから、ワクチン接種後に副反応あるいは重篤な反応、またワクチン接種後に亡くなった方、そういった数値も出てきておりますし、ワクチンのロットごとにまた死亡者も違うという調査結果も出てきている。つまり仮に私が打ったワクチンとほかの方が打ったワクチンは、同じ時期に打っても、二、三日違えばロットが、つまり中身が違っている可能性があるという指摘があるわけです。そういうことも含めて、私はワクチンの安全性についてもう少し情報収集しながら、トータルに考えていかなければならないのではないかという思いをしております。

それから、5歳から11歳のワクチンの接種についてであります。これについては全国有志医師の会が8月に小児へのワクチン接種の即時中止を求める緊急声明を発表しました。この中では、若年層は感染しても重症化しにくい、それから感染拡大中のオミクロン株、変異株でもほとんどが軽症、心筋炎など重篤な副反応の報告が多い、これらを理由に子供に対する接種の努力義務適用には反対するという声明も出されております。こういう情報がなかなか県内でも伝わってこないということもありまして、やはりその辺はもう少しワクチンの有効性だけでなく、安全性に対するこういう意見もあると周知して、接種するかしないかは本人あるいは保護者の判断になると思いますので、私はそういう形にしていく必要があるのではないかという思いであります。

それから、今定例会に発議案として、会派合同ということで、新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書を今準備しております。本会議にかかるでしょう。採択の見込みかと今私個人は思っていますけれども、こういうことで新型コロナウイルス感染症そのものの後遺症もさることながら、ワクチン接種後の後遺症についてもやはり問題があるということがいろいろ出てきておりますので、専門相談コールセンターだけではなく、やはり地域のかかりつけ医でもしっかりとその辺の対応ができるような体制を取っていく必要があるのではないかと考えているのですが、その辺の動きはどのようなのですか。専門相談コールセンターだけですか。

○佐々木医療政策室長 まず、高齢者の死亡者数のお話でございますけれども、確かに高齢者の死亡者数はふえているということになっております。これは、感染力の強いオミクロン株によりまして、爆発的にかなりの数の感染者があった中で、それまでのデルタ株などで、要は新型コロナウイルスの感染に直接起因する肺炎症状で亡くなる方はかなり減っているのですけれども、それ以外の部分でそれぞれのお持ちの持病、あとは高齢というこ

とで体調を崩して亡くなる方がふえているという状況でございます。

ただ、これまでのワクチン接種によって、持病をお持ちである方もお持ちでない方についても、重症化については抑えられてきているという国の見解も出ておりますので、ワクチン接種の効果はそういうところで発揮されているのではないかと考えているところでございます。

また、高橋はじめ委員御指摘のロットごとに安全性が異なるということについては、特に国、その他の見解として、確認されているものはございません。

それから、小児の部分でございます。小児につきましては、公益社団法人日本小児科学会の見解ということがございますけれども、当初は努力義務というよりは推奨するという形での扱いでございましたけれども、これまでの接種の有効性、安全性に関する情報が多く蓄積されてきた中で、重症化予防に寄与することが確認されたことを踏まえて、メリットがデメリットを大きく上回るという判断があるということで、小児へのワクチン接種を推奨するということとなっております。

そうした中で、成人と比較しまして小児の呼吸器不全例というのが比較的まれだということでございますが、オミクロン株流行以降につきましては、小児に特有の疾患でありますグループ症候群、これは小児に多いウイルス性の気管支炎でございます。そのほか熱性けいれん等が増加し、脳症、それから心筋症などの重症例も報告されているということで、世界各国からの大規模な研究結果の蓄積によって、オミクロン株を含めて重症化予防効果が40から80%認められることが確認されたということで、日本小児科学会でも接種を推進するというところでございます。

それから、後遺症の関係でございますけれども、後遺症につきましては、確かに新型コロナウイルス感染後の後遺症の声もございまして、それからワクチン接種についてもその後の後遺症があるという方の声もございまして、今後におきましても最新の国内研究の結果、科学的知見に基づきまして、国において随時そうした診療の手引を作って医療機関に周知しているところでございますので、そうした状況等も踏まえながら県医師会、医療機関とも連携しながら、症状に悩む方々が適切な治療が受けられるように、県としても取り組んでいきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 佐々木医療政策室長の説明は、それぞれ政府、厚生労働省の発表の域での答弁と理解をしております。ただ、それ以外の情報も、やはり私は収集して臨むべきではないかと考えております。

それから、現在のワクチンの接種ですが、2価ワクチンも最新のものがそろそろ出てくるというところで、県民の中には、新しいのが出るのであれば、今のものはやらないほうがいいと考えている人もいるようでございますが、その辺はどのように分析されているのか。そして、できれば希望者には最新のものが接種できるといいのではないかと。アメリカではBA.1の2価ワクチンはやらないで、BA.4、BA.5に対応したワクチンをとるという状況のようですが、その辺どのように考えておりますか。

○佐々木医療政策室長 現在2価ワクチンは、BA. 1と従来株の2種類の入ったワクチンが、国で承認されており、今後BA. 5の2価ワクチンも出てくる予定となっております。厚生労働省等の見解として示されているものがございますが、オミクロン株の種類は、このBA. 1もBA. 5も両方同じ系統でございますので、そのためにBA. 1、それからBA. 4、5の対応型でありましても、現在流行中のオミクロン株に対しては従来形のワクチンを上回る効果が期待されているということでございます。

また、2価ワクチンの成分でございますので、それによって誘導される免疫につきましても、多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられるということでございますので、機会があればお早めに打っていただければと考えております。

○吉田敬子委員 小児のワクチン接種率の状況について、県内の接種率を教えてくださいませんか。

もう一つが、いただいた資料の最後のページで専門相談コールセンターの相談件数を伺いました。その中でも、安全性と副反応についてということでありましたけれども、例えば小児ワクチンに対しての安全性、副反応といった小児に限ってのところについて、もし御存じでしたらお伺いできればと思います。

○佐々木医療政策室長 まず、ワクチン接種の実績でございます。現在の接種ですが、10月6日時点でございます。その中で、5歳以上11歳以下というところでお答えをしたいと思います。2回目接種までが2万4,953件ということで38.6%、これが全国の接種率は19.1%ということで、全国は上回っているような状況でございます。3回目接種につきましては、1,290件ということで2.5%という接種の状況でございます。

それから、専門相談コールセンターで小児関係の相談があるかということでございますが、今そこまで把握できておりませんので、そのデータは持ち合わせておりません。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。まず、受理番号第81号mRNAワクチンの有効性と安全性が確立されるまで接種延期等の請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 再開します。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 82 号感染対策として予防効果が疑わしい mRNA ワクチン接種の政策評価・緊急対策等の請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 採択、不採択、両方の声がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 83 号 5～11 歳への新型コロナワクチン接種の努力義務規定の撤回と子ども・若者への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○白澤勉委員 それでは、私から 1 点、児童虐待対策についてお伺いいたします。

県において喫緊の課題として、重要課題としていろいろ少子化対策に取り組んでいるわけですけれども、まず児童虐待相談対応件数に対する今の県の評価、これについてお伺いいたします。

○高橋子ども子育て支援室長 本県の児童虐待相談対応件数の評価、分析についてでございますが、本県児童相談所における相談対応件数は、令和 2 年度 1,376 件と前年度から 51 件減少したものの、令和 3 年度には 1,709 件と前年度から 333 件増加したところであります。依然として増加傾向が続いている状況であると考えております。相談対応件数の増加につきましては、全国の児童相談所虐待対応ダイヤル、189 が浸透したことなど、児童虐待防止対策についての啓発が進み、県民全体の理解が高まっていることが通告の増加につながっていると考えております。

また、令和 3 年度の虐待の種別を見ますと、心理的虐待が 62.8% と最も多くなっており、また虐待通告の経路を見ますと、警察からというのが 45.8% と最も多くなっております。心理的虐待の増加については、児童相談所と警察との連携強化により、子供の面前における DV、いわゆる面前 DV が通告につながっていることなどが背景にあるのではないかと

考えております。

○**白澤勉委員** いろいろ児童虐待と一くくりに捉えても、やはりそれぞれ、例えば子供の年齢などによって対応が分かれてくるのではないかとも思っております。

例えば新しく子供が生まれてくる、そういった命を授かった子供が不幸にも家庭の環境の中で虐待を受けるという割合も統計に出ており、虐待死の割合の中ではゼロ歳児も結構あるわけでございまして、私は少子化対策で、妊娠期からの支援をしっかりと取り組んでいく、その支援強化も重要なところと捉えております。県内のゼロ歳児を含めた状況、そして妊娠期からの支援強化といった取り組みのところをお聞かせいただければと思います。

○**高橋子ども子育て支援室長** 妊娠期からの支援についてでございますが、各市町村に設置されております子育て世代包括支援センターなどにおきまして、保健師等が中心となって妊婦の健康相談ですとか生活支援等の相談に応じているところでございます。市町村の窓口には妊娠届が提出された際、妊婦の精神状態ですとか育児支援の状況、それから妊娠に対する気持ち、どういう感情をお持ちになっているかなどについてアンケートを実施しておりますほか、面接相談も行っておりまして、若年妊娠あるいは経済的な困窮に遭われているなど、社会的な支援が特に必要な妊婦の方を特定妊婦として把握しておりまして、市町村要保護児童対策地域協議会にそういった特定妊婦の方を登録して、同協議会で情報共有しながら家庭訪問等の支援を実施しているところであります。

また、岩手県周産期医療情報ネットワーク、いはと一ぶという医療情報ネットワークでございますが、これを活用しまして市町村の母子保健担当と、それから周産期医療機関とが情報共有を相互に図りまして、安心、安全な妊娠、出産、子育てを支援できる体制を構築しているところでございます。

○**白澤勉委員** 今子育て世代包括支援センターのお話も出ましたが、これは県内の全市町村に設置されている状況なのか確認します。あと、あわせて子ども家庭総合支援拠点というのも児童福祉法の改正によって設置されて、たしか盛岡市や遠野市に設置されていると思います。やはりそういった拠点との連携がすごく重要になると思うのですけれども、国も全市町村のこども家庭センターの設置について努力義務のような、設置に向けた動きもある中で、県内の設置状況について、通告していませんけれども、どういった状況なのかお伺いします。

○**高橋子ども子育て支援室長** 各市町村の子育て世代包括支援センターの設置状況についてでございますが、今年度までの状況でございますが、30市町村での設置となっているところでございます。

また、子ども総合家庭支援拠点の設置につきましては、確認してお答えいたします。

○**白澤勉委員** 基本的に全市町村でそういった子育て世代包括支援センターなどが設置されていくのかと思うのですけれども、未設置のところに対する働きかけはどういう調整になっているのかお伺いします。

○**佐々木特命参事兼次世代育成課長** 子育て世代包括支援センターにつきましては、白澤

勉委員御指摘のとおり市町村の設置は努力義務になっております。県としても、各種会議等で設置に向けて働きかけを行っているところでございます。未設置の市町村につきましては、人口規模が少ない町村部が多いかと思っております。その人材確保ですとか体制整備、そういった問題があると思っておりますので、そういったところを各圏域の中で検討する機会も設けながら、設置に向けて県としても支援しているところでございます。

○白澤勉委員 地域でもいろいろ議会の場で、やはりそういった少子化対策だとか、子育てへの支援を誰一人取り残さないというお話でされているわけございまして、改めて言わなくてもいいと思うのだけれども、ぜひ県だけではなくて、やはり市町村との連携、そういった体制をしっかりと整えていくというのが必要なのだろうと思っておりました。

話を戻しますけれども、乳幼児健康診断を未受診の子供だとか、あるいはなかなか居住実態が把握できない方というところも当然一定数あると思うのです。そういった部分を早め、早めに発見しながら、現場サイドとも連携していくことがやはり未然防止につながっていく最大のポイントになってくるのではないかと。必ずそういう何らかのシグナル、サインが出てくるわけですから、本来であれば健康診断を受けるべき子供が、来ていない、受けていないという把握、そういった部分をどの程度県として今捉えているのか、虐待予防の視点を持った支援の取り組みについて伺います。

○高橋子ども子育て支援室長 乳幼児健診の未受診ですとか、居所の実態が把握できない児童の状況についてですが、県では国の調査にあわせて、令和元年度から毎年度乳幼児健診未受診や未就園等により居所の実態が不明となっている児童の状況について、中核市を除いて県内の全市町村の状況を調査しておりますが、令和3年度においては把握できない児童はいなかったところです。

なお、令和元年度、2年度の調査におきましても、最終的に全児童が確認されたということで、把握できない児童はいなかったところです。

乳幼児健診の未受診者については、市町村が窓口となりまして確認ができるような状況もございまして、まずは市町村におきまして受診を勧奨していただくとともに、地域の子育て支援センターなどのサービスについても情報提供して、妊産婦や虐待予防の視点から子供が大変な状況になっていないかについても、そういった子育て支援センターの利用なども働きかけて行っているところです。

○白澤勉委員 今はいないということですが、今後もないということにはならないわけで、ぜひそこはやはり注視していただきたいと思います。

コロナ禍で一時保護の受け入れの状況などが、今もある程度高どまりになっているのではないかと思うのですけれども、今の状況を伺います。一時保護して、そして今度解除するときのそういった評価は、大事なポイントだと思います。県の取り組みについても伺います。

○高橋子ども子育て支援室長 一時保護の対応についてですが、児童虐待などによりまして一時保護が必要となる児童が確認された場合は、複数の児童相談所の職員が、48時間以

内に目視による被害状況の確認などを実施するとともに、厚生労働省が定める子ども虐待対応の手引きというものがあるのですが、それにあります一時保護決定に向けてのアセスメントシートを活用しまして、客観的な評価を踏まえて各児童相談所で緊急の会議を開催し、組織的に一時保護の要否を判定しているところでございます。

また、一時保護の解除に当たりましては、子供ですとか保護者あるいは家庭環境がどうなっているかということのチェックリストがございますが、そういったチェックリストによる評価を踏まえて、これも児童相談所内の会議において可否を決定しているとともに、その後市町村の要保護児童対策協議会において個別ケース検討会議ということで、そういった解除された子供たちについても復帰した後の支援を引き続き行っていくという取り組みを行っているところでございます。

○白澤勉委員 そのアセスメントの評価が見誤ったとか、適正にそういう評価ができたかどうか。あるいは、1回解除したけれども、やはり痛ましい状況になっている、あるいは重大事案につながってしまったというようなことはあるのでしょうか。過去の事案も含めてお伺いします。

○高橋子ども子育て支援室長 アセスメントシートの決定に不備があったですとか誤りがあった、あるいは解除した結果、何か重大な事件につながったというようなことについては、今までのところ当方で聞いているところはございません。もちろん主観的に一時保護の決定や解除をするということではなくて、一つの大事な手法としてそういった国が定めているアセスメントシートに基づいて、さまざまな項目から一時保護が必要かどうか、あるいは解除しても家庭的にとか、子供本人が大丈夫かというようなところを判断して、家庭にお返しする、その後の要保護児童対策協議会での支援にも引き続き取り組んでいる状況です。

○白澤勉委員 当然本県で起きてほしくないし、ただ一方で全国的に見ると、いろいろそういった事件が起きているというのも実態でありまして、その辺の対応というか評価というのも、アセスメントシートも当然全てが完璧なわけでもないもので、その実態把握。あるいは家庭の中に入って行って、今なかなか3世代同居などもないような中で、子供が逃げ場のないような状況は、どんどん、どんどんふえていると思いますので、それに対応する体制が重要になります。そういった意味では児童福祉司の増加というのも、県ではたしか37人から54人と結構増強して対応していたり、臨床心理士についても20名を超すぐらいにふやしていると把握しておりますけれども、ぜひそういった児童相談所の組織体制の部分というのもしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

この前ある首長といろいろお話をしている中で、やはり岩手県社会福祉総合センターのエリアは久慈市、二戸市までと、はっきり言って広いわけですね。例えば二戸市と久慈市の移動といった部分についても迅速な対応がなかなかできない部分もあるというお話もいただいております。人口3万人あたりに1人というように児童福祉司の配置基準が変わってきている中で、例えば具体的に言えば二戸保健福祉環境センターに対して、常駐

の児童福祉司の配置も少し検討していただけないのかと思うわけでございます。以前にも質問したことがあり、なかなかできない理由がありましたけれども、やはり実態に即した体制、対応を確立する必要があると思いますので、御所見をお伺いします。

○高橋子ども子育て支援室長 二戸地域への児童福祉司の配置についてでございますが、現在二戸地域を含む県北地域担当として、県北広域振興局保健福祉環境部にスーパーバイザーも含め、合計4名の児童福祉司を駐在させているところです。二戸地域の担当者を県北広域振興局二戸保健福祉環境センターに駐在させる形になりますと、二戸地域、久慈地域にそれぞれ2名ずつの配置ということになりまして、今県北広域ではスーパーバイザーが1人でほかの児童福祉司3名をバックアップしているような体制を取っている状況ですけれども、スーパーバイザーによる双方のバックアップができにくくなったり、あるいは虐待通告があった際、48時間以内に複数名で目視というルールがあるのですけれども、2人の児童福祉司それぞれということになると、もう余力がない状況になりまして、集まることによってさまざま対策が打てるような部分につきまして、分散すると動きにくくなる、適切な対策が取れなくなるという課題も出てくるのではないかと考えております。

なお、児童虐待の相談対応件数もかなり増加はしてきておりますけれども、もちろん児童相談所の対応が一義的に非常に大事だとは思いますが、児童家庭相談の一義的な受付窓口として市町村の果たす役割も非常に大きいと思っております。児童虐待相談対応件数がかかりふえてくる中で、緊急性、あるいは難しい案件について分けながら、そういったものは児童相談所が体制を強化しながら当たっていく。そして一方でほかに対応できる部分については入り口として市町村が対応していくということ、その市町村をサポートしていくことで対応していくと考えております。

○佐々木朋和委員長 答弁は簡潔に願います。

白澤勉委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力を願います。

○白澤勉委員 全部を県でできるとは思っておりませんし、先ほど言った例えばこども家庭センターの設置や、市町村との体制づくりをまずしっかりとやりながら、そういった見えないところの声にアプローチできるような関係性をぜひお互いにつくっていただきたいと思っております。

○吉田敬子委員 初めに、周産期医療と妊産婦支援の取り組みについてお伺いしたいと思います。

今年2月に行われた岩手県小児・周産期医療協議会の会合では、医療提供体制に向けた助産師の活用について、院内助産、助産師外来の推進についても検討を進めたいとされました。ことしの予算特別委員会の総括質疑でも取り上げさせていただきましたけれども、その後の検討状況についてお伺いしたいと思います。あわせて、県内の助産師外来、院内助産の対応施設について、直近だと助産師外来が10施設で院内助産が1施設だと私は認識しているのですが、改めて確認させてください。

○山崎地域医療推進課長 院内助産、助産師外来の推進についてでございますが、吉田敬子委員が今おっしゃっていただいたとおり、2月の岩手県小児・周産期医療協議会の場でも御意見をいただいておりますが、医師の負担軽減とか妊娠、出産までの手厚い支援にもつながる取り組みだということで、この取り組みを進めていくために院内助産を担う人材の育成確保が重要だと認識しております。

今年度は岩手県小児・周産期医療協議会で新たに設置しました周産期医療体制等検討部会を開催しておりますし、また関係団体との意見交換の場においても、助産師のスキルアップ等について御意見をいただいたところでございますが、現在院内助産等に係る現状と課題の詳細につきまして関係者から聞き取り等を行っているところでございます。

今後は、これらの情報収集を踏まえまして、院内助産、助産師外来、産前産後ケアにおいて高度な医療を生かして活躍していただける助産師の育成確保に向けた支援のあり方などにつきましても、同協議会等において助産師や産科医等の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、助産師外来と県内助産の実施施設でございますけれども、助産師外来の施設数については、現在9施設となっております。それから、院内助産でございますけれども、これは令和3年度に実績がある施設でございますが、現在3施設となっております。

○吉田敬子委員 この後、部会等で助産師のスキルアップを含めて院内助産、助産師外来の推進について検討していくということでしたけれども、部会自体は、私の認識だともう既に1度行われていて、あともう一回が2月に行われるのみかと思っているのですが、ではそれ以外の中で何かしかり協議するのか、改めて伺いたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 今後の部会の運営、開催についてでございますけれども、今想定しておりますのは、年内に2回目の部会を開催したいと考えておりまして、今実施しております周産期の医療の実態調査や、ただいま答弁申し上げました情報収集なども踏まえて年内にそういったものを整理して、部会に御提示して、また議論していただこうと思っております。その上で、またその議論も踏まえたものを年度内にもう一度改めて整理して御提示したいと思っております。今考えているのはあと2回、今年度都合3回の開催を想定しております。

○吉田敬子委員 病院の先生方もお忙しい中で、こういった部会を開催するのも大変酷なことではあると思うのですが、方向性をつけるためにはやはり必要なもので、最小限でとどめながらですけれども、ぜひ充実した会になることを祈っております。現在ある助産師外来が9施設と院内助産が3施設ということで、少し前にいただいた資料だと院内助産は2施設で県立宮古病院と県立釜石病院だったのですが、県立釜石病院がなくなったので、県立宮古病院だけかと思っていたのですが、3施設になっていたのでしょうか。

言いたいことは、今ある院内助産をやっているところの実績をしっかり次につなげていただきたいと思います。県立釜石病院で本来院内助産をやっていたせつかく実績があったのに、今回県立釜石病院で取りやめとなってしまって、これまで10年の実績

があったものがなくなってしまって大変残念に思うのですけれども、そういった院内助産をやっていたところのいいところをふやしていくためには、やはり今まであるところの声をしっかり反映していただきたいと思っておりますので、その辺をぜひ部会の中でもしっかり検討していただきたいと思っております。御所見を伺いたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 ただいま御指摘いただいたとおり、県立釜石病院の助産師の皆さんが、これまで院内助産をやってきたところの分娩が取りやめになったということで、自分のスキルを生かす場がなくなったというところでの残念な思いは、我々も伺っております。

院内助産には医師との連携が非常に大事で、やはり医師がすぐに対応、フォローできる中でないとなかなか実施が難しいものでありますので、まずは医師の体制のところがあるわけですけれども、岩手県小児・周産期医療協議会の中でも分娩介助などといったところだけではなくて、産前産後のケアの部分でも助産師の活躍は期待できるのではないかという声もありましたので、産前産後も含めて助産師の方に活躍できる場というものを協議会等の場で検討していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 産後ケアについてお伺いしたいと思っておりますが、今年度から県の実質無償化が始まりましたけれども、各市町村の無償化の実施状況についてどのようになっているかお伺いしたいと思っておりますし、それに対する県の所感についてお伺いいたします。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 産後ケアの無償化の実施状況についてであります。令和4年9月末現在で29市町村が産後ケア事業を実施しておりますが、そのうち9市町村において、今年度から県で実施している産後ケア事業利用促進事業費補助を活用し、産後ケア事業の利用料の無償化が図られているところでございます。これによりまして、従来から各市町村の規定等により利用料を無料としている16市町村を合わせまして、現在25市町村で無償化が行われております。

産後ケアの無償化に伴いまして、利用者の経済的負担の軽減が図られたことなどにより、昨年同期と比較して利用者がふえた市町村もあるほか、サービスを受けた利用者からも好評を得ているという状況も伺っておりますので、産後ケア事業の取り組みの拡大に寄与しているものと考えております。

○吉田敬子委員 御答弁のとおり、産後ケアは受けている側の満足度が高いというのは、そのとおりだと思いますけれども、課題としてぜひ認識していただきたいことに、いつも取り上げております産後ケアの質の格差があります。アウトリーチとデイサービスとショートステイと3種類あって、アウトリーチは自宅に行き、あとはショートステイは滞在型、3時間なり5時間という、それぞれの各市町村でまだまだ差がある中で、せっかく県が無償化していて、25市町村では無料化になっているとはおっしゃるのですけれども、本当に恩恵を受けられているかというところではなく、実際には産後ケアの担い手となる人材などが不足していて、質の格差が出ていると私は認識しています。その件について、今無償化未実施が4市町村あるわけですけれども、もちろんここは拡大しつつ、格差、内容

の質の向上をしっかりと把握していただきたいと思っております。利用実態や、各市町村でどのような取り組みをしているのかの状況調査、そういった数だけではないですが、そういったことも含めて必要だと思っておりますので、それに関する御所見と、前回の当委員会において広域利用できるようにしていただきたいという要望に対して、やっていきたいと御答弁いただきましたけれども、その後の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 産後ケアの未実施の市町村への対応、それから拡充に当たりましては、市町村によっては単独での実施が難しいというところも想定されますので、例えば複数の市町村が一つの産科医療機関と共同で利用するなど、そういった形での広域利用が有効であると考えておまして、県としては先行事例の取り組みを参考としてもらうため、県が市町村の取り組み状況について事例集を作成し、各市町村に対して配付を行っているところでありますし、それから保健所単位で開催しております連絡調整会議の場を活用し、圏域ごとに例えば地域資源の実情ですとか、利用者のニーズに応じた事業展開などについて意見交換をしながら、県内市町村の事例の紹介ですとか広域連携に係る情報提供、助言などを行っていく予定としております。

実際に今年度前半は、新型コロナウイルス感染症の影響により連絡調整会議の開催まで至っていない圏域もございましたので、先般改めて保健所には会議の開催について依頼したところでございまして、今回圏域ごとに開催に向けて関係機関と調整を図っているところでございます。

今後におきまして、いずれ妊産婦等が身近な地域できめ細かなケアを受けられるよう、まずは地域の実態をしっかりと把握し、地域の実情に応じて関係機関等との広域的な連携を促進をしながら、市町村の取り組みを支援していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 先ほどは、臼澤勉委員の児童虐待についての質問に対する答弁の中で、乳幼児健診の未受診者がゼロだったということですが、先日も大船渡市で出産してすぐにそういった悲しい事件がありました。まずそこにも到達しない、前の段階のケアがすごく大事で、そこも含めてですが、妊産婦を取り巻く支援のところで、産前産後サポートであったり、先ほど取り上げました産後ケア、特定妊婦、不妊治療も含めて、妊娠や出産を取り巻く環境への支援について、主にいわてで産み育てる支援本部で取り組み等について話し合いがされていると思っているのですけれども、岩手県小児・周産期医療協議会を含めてどのような体制になっているのか。やはり岩手県小児・周産期医療協議会の先生方も含めて、医療体系も含めて、一緒にということではないのですけれども、もっと積極的に連携を図っていかないことには、なかなか手厚い支援にはならないのではないかと思っておりますけれども、改めて確認させてください。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 妊産婦支援の体制についてでございますが、まずいわてで生み育てる支援本部につきましては、結婚、妊娠、出産に対する支援を総合的、効率的に推進するため、全庁的な情報共有や部局連携を進めていく組織として設置されたものでありまして、主に自然減対策に関する県の取り組みの方向性などを検討している場で

ございます。

県の取り組みの方向性を検討する中で、例えば今年度開始いたしました産後ケアの無償化に対する補助など、新規事業等についての検討もその場で行われたところがございます。実際産前産後サポートや産後ケアといった母子保健業務の主体は市町村になっておりまして、その市町村を支援するための体制としては、まず県では担当者会議を開催し、情報提供を実施しておりますし、先ほど申し上げたような事例集といった情報提供も行っているところです。圏域単位では保健所において、先ほども少し申し上げましたが、連絡調整会議の開催によりまして情報共有、意見交換を実施したり、市町村担当者、保健師といった担当者を対象とした研修の実施など、人材育成にも取り組んでいるというようところが市町村を支援する体制になっております。

岩手県小児・周産期医療協議会につきましては、先ほども答弁したとおり、周産期医療、小児科医療の体制や再編といったところの協議、それから助産師の活用といったところについて、医師などから御助言いただいて専門的な検討をしているという体制でそれぞれ支援体制組んでいますので、そことそれぞれ連携しながらしっかりと支援してまいりたいと思います。

○**吉田敬子委員** 今回産後ケアの実質無償化ということで今年度から始めましたけれども、県の向かう先はどこなのか。全市町村に対してしっかりと産後ケアの無償化を実施するという意気込みで始められたと私は期待したいので、ぜひお願いしたいです。これまでの環境福祉委員会でも取り上げましたけれども、宿泊機能を伴う産後ケアセンター等の整備も、花巻市でも求める声がありますけれども、それは市町村ではなくて、県と一緒にやっていかないことには成り立たないことですし、実施に向けて取り組んでいただきたいです。そのためには母子保健だけでなくやはり周産期の協議会の先生方の御意見、御支援も必要だと思っております。各市町村で分娩できる施設が年々減っていく中で、出産できる病院は限られているけれども、その後のケアはしっかりとやりますというために、今回産後ケアを無償化していただいていると思っておりますが、産後ケアに対する県の意気込みについて改めてお伺いしたいと思います。

○**佐々木特命参事兼次世代育成課長** 産後ケアにつきまして、産み育てるを応援していく中で非常に重要な取り組みだと思っておりますし、お産の場合はどうしても今集約化になっておりますけれども、せめて産後ケアについては身近な地域できめ細やかなケアを受けられるような体制をつくっていきたいと考えております。集約してという先行事例もありますけれども、本県の場合県土が広いという問題もあります。ケアを受けるために、1時間、2時間かけてどこかに行くよりは、身近な地域でしっかりとケアを受けられる体制をせめて各圏域で整備できたらいいと思っておりますが、御指摘いただいたような課題などもいろいろございますので、保健所などとも連携しながら、しっかりと状況、課題を把握しまして、それらに対応してまいりたいと思います。

○**佐々木努委員** 私もうわてで産み育てる推進本部のことについて、質問したいと思います。

す。

先日の一般質問のときも少しお話をしましたけれども、達増知事とのやり取りを聞いていて、いわてで産み育てる推進本部というのは一体何なのだろうという疑問がますます深まってきたのですが、去年の12月にいわてで産み育てる推進本部が設置された経緯は、多分千田美津子議員の質疑のときに達増知事がいろいろな部署、警察まで含めた横断的な体系で少子化対策を進めていくという答弁があり、私はあれが発端でこのいわてで産み育てる推進本部が設置されたと思っているわけですが、設置される前の去年の12月以前と設置された後、どう違うのですか。設置以前の少子化がずっと進んできた20年、この間と去年の12月から現在、この12月の以前と12月後と、部局の連携のあり方はどこがどう違って、今このいわてで産み育てる推進本部が運営されているのですか。

○**畠山企画課長** いわてで産み育てる推進本部設置の前後の状況等の御質問でありました。いわてで産み育てる推進本部を設置する以前は、自然減対策は、どうしても専門的分野ということもございまして、主に保健福祉部が中心になって動いてきたところでございます。もちろん関係施策に関して情報共有等は図りながらやってきたところではございますけれども、やはり全庁的に一体となって進めるには、各部局長等全員が参集した上で本部を設置して、その中でどういった取り組みができるかをいま一度検証しながら、各部局のさらなる連携を進めていく、もしくは全庁的な情報共有をもっと図っていくということが必要だろうと認識しまして、設置したところでございます。

前後の取り組みに関しましては、先ほど佐々木特命参事兼次世代育成課長から申し上げましたような県の推進の関係とか、あとはいわて幼児教育センターの運営、県営住宅の収入緩和、あと今展開しておりますけれども、県民運動の展開など、新規の事業等を始めたりにしているところでございます。

○**佐々木努委員** 連携をこれまで以上に深めていくという答弁だと思いますが、私は五、六年前に、やはりもっと各部が横断的に集まって、こういう政策はどうだといった議論をする場があっていいのではないかと話をしたら、常に部局長会議等でそういうことはやられています。今さらそういう組織をつくらなくても、そういうところできちんとやられていますとある課長から言われました。それが今でも私の頭には強く残っていて、それが去年の12月にこういう本部が立ち上がったということで、私は物すごく期待をしていたわけですが、この間、畠山企画課長に聞いたときには、直近の会議は30分で終わりましたということでした。確かに情報共有はされたし、産後ケアのことはその前の話ですか、この間は30分でどういう話になったかわかりませんが、その程度で会議が済まされるような本部が果たしてこれから機能していくのかということについては逆に非常に心配になってきました。期待が一気に心配になってきました。

これは、そもそも保健福祉部サイドでこれまでも進めてきたとおっしゃっていましたが、私は本当の意味でこの人口減少対策、子育て支援というのは、全庁的な大きな課題であって、政策部署が先頭に立ってやっていかなければならないような重要な問題に対

応する、そういう本部だと思っているので、保健福祉部がこれを中心になってやっていくことに対しては、私は少し疑問でありますし、実は少し気の毒なような気がしていて、これからまた何度か会議があると思いますが、どのようにその会議の運営がなされていくのか、すごく心配なのですが、私の不安や疑念はこれから解消されていくのでしょうか。これからの会議の持ち方なども含めて、何か考えていることがあればお聞かせください。

○畠山企画課長 佐々木努委員に御心配いただきまして、大変申し訳ありませんが、人口減少対策が非常に多岐にわたるということは、常々私どもからも御答弁させていただいております。もちろん社会減対策と一体となって取り組まなければいけないということで、そのために我々の組織は、自然減対策を主にやるということで、いわてで生み育てる支援本部がありますし、社会減対策に関してはいわてで働こう推進本部、さらに今その上位、政策企画部が所管しております人口問題対策本部というのもございます。当然政策企画部が全体をリードしていく中で、それぞれの支援本部が自然減、社会減の対策に関して実働部隊としていろいろと考えていくというような三つの会議をうまく連携させながら回していきたいというのが今回の人口減少対策への取り組みの組織体制ということになっております。

先ほど会議の時間が30分というお話も頂戴しました。会議の時間につきましては、その時々会議の内容を考慮して決めております。前回の会議では、その中で30分程度ということで設定したところでございます。本部会議は方向性を決めて、さらに先ほど申しあげましたけれども、部局連携をさらに進めていくというところでございますので、引き続き会議の内容等に合わせながら、しっかりとした時間を確保しながら、我々も議論を進めてまいりたいと思っております。

○佐々木努委員 昔の話をするのは、あまり好きではないのですが、私も市役所にいたときに、私の出身のまちの少子人口対策推進本部を担当で任されまして、それで各部長のところへ伺って、今度の会議でこのような進め方でやりますから、それぞれの部で説明をお願いしますと言ったら、それはあなたのところの仕事でしょうと言われて、すごくショックを受けたことがあります。まとめる部署はこれだけ大変なのだと思いましたが、それ以外のところは、本当に人口減少問題に関心が薄いのだということがそのときによくわかって、随分苦勞をした思いがあります。

ですから、あれだけ達増知事が部局横断的に、どの分野でも少子化対策、子育て支援を進めていくと言ったのであれば、やはり全部の部署で自分たちはことしはこういうことに注力してやるということ、そういう場でみずからの口で話す、そういう本部にさせていただきたいわけです。

今回だって産前産後ケアを保健福祉部でやりますということで、ああ、そうですかと、多分そういう感じで終わったのだと思いますが、そうでなく、やはりそれぞれの部署がきちんと政策を持ち寄って、みんなでいいか悪いか、あるいはもっとやるべきだといったことをもっと議論ができるようなものにしていかないと、下は動かないと思います。上がそ

ういうことでは動かないと思うし、いつまでたっても岩手県の少子化対策、人口減少対策の取り組みというのは、私は他県に負けた側になるのではないかと考えています。

そうでなくても、岩手県の出生数の減少率というのは、全国で上位3番目に入るぐらい本当に激しいというデータがあります。出生数の減少のスピードはこれからどんどん他県との差が出てくると思います。私は岩手県にとってはこれからが一番危ないと思っています。これまであまりそこに力を入れてこなかったから、力を入れてこなかったと言ったら失礼ですけども、他県よりも力を入れてこなかったから、これからこの差は歴然と出てくると思うので、本当に今からこのことについては、保健福祉部だけにそれをしよわせることはできませんけれども、まず事務局は保健福祉部なのでしょうから、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。これ以上は、達増知事といつか機会があったらやりたいと思いますが、以上で終わります。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋子ども子育て支援室長 先ほど臼澤勉委員から御質問がありました子ども家庭総合支援拠点の設置状況についてでございます。令和4年度につきましては、県内10市町村が設置をしているという形です。

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 では、再開いたします。

この際、医療局から旧県立軽米病院跡地の廃棄物に係る損害賠償請求について発言を求められておりますので、これを許します。

○千田経営管理課総括課長 それでは、旧県立軽米病院跡地の廃棄物に係る損害賠償請求について御説明をいたします。

まず、1ページの1、概要でございますが、旧県立軽米病院跡地から廃棄物が出土した事案に関する損害賠償請求について、軽米町からの訴状が令和4年9月12日に県に送達されたところでございます。

次に、2、損害賠償請求の概要でございますが、(1)、原告は軽米町、被告は岩手県とほか1名になっています。ほか1名については、土地の売主であり、共に町から被告とされている者でございます。

(2)、請求の趣旨といたしましては3点ございまして、①、債務不履行に基づく損害賠償請求、②、事務管理に基づく費用償還請求、③、不法行為に基づく損害賠償請求とされております。

(3)、請求額は、旧県立軽米病院跡地から出土した埋設医療廃棄物の撤去費用等として、

1億9,532万8,393円及び遅延損害金となっております。内訳につきましては、①から⑦のとおりとなっております。

次に、3、今後の対応でございますが、訴状の内容について弁護士と相談し、お互いの主張の相違点を整理しながら、県と軽米町の双方が納得できる解決に向けて取り組んでいくこととしております。

なお、今後予定されます第1回の口頭弁論において、医療局では費用の負担について法的には責任がないとの考えから、請求の棄却を求める予定であります。

次に、2ページ目の4、これまでの経緯についてでございますが、(1)、旧県立軽米病院跡地については、前回の当委員会で御説明しておりますので、省略いたします。

(2)、経緯については、下から3行目の令和4年7月6日までの経緯は説明しておりますので、それ以降について説明いたします。令和4年8月8日に軽米町が盛岡地方裁判所に訴状を提出し、先般報告しているとおり、9月12日に医療局において訴状を受領したところでございます。以上で説明を終わります。

○佐々木朋和委員長 ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○白澤勉委員 まず、県に対して同じ地方自治体から訴状が送られてくるということは、私は初めての経験であると認識しております。まず小原医療局長に聞きますが、軽米町から損害賠償請求が出されておりますが、これの率直な受けとめと、なぜ軽米町が訴えてきたのかをお聞かせいただければと思います。

○小原医療局長 この事案の経過については資料のとおりでございますけれども、これまでさまざま協議を続けてまいりましたが、軽米町としては処理費用全額、さらにはさまざま工事に関連した費用についても医療局に請求してきているところであります。

医療局といたしましては、発生以来一貫しまして、当時違法な廃棄物処理ではなく、医療局に費用負担について法的な責任はないと考えております。一方で、病院由来の廃棄物については、道義的な対応として協力は検討してまいります。当該土地は、病院として使用されていた後も、軽米町で借り受けて別の用途に使われていた期間が長く、廃棄物の全てが病院由来のものか十分注意して確認する必要があるということ、それから費用の合理的な負担割合を検討するために根拠となる資料が必要であるという考えを示しまして、軽米町と丁寧に誠意を持って協議を重ねてきたところでございます。

県と軽米町の双方が納得できる合意点をこれまでまだ見いだすことができていないということは残念でありますけれども、この訴訟を通じて双方の主張の相違点が整理されて、解決に向かうことを期待しているところでございます。

○白澤勉委員 県と市町村のそういったコミュニケーションをしっかりとっていきましようということがいろいろ議会でも議論があるのですけれども、私は、まさに今回の事案も医療局だけの話ではなくて、自治体、市町村とのコミュニケーションがもっとうまくとれなかったのかというところが、まず問題意識として根っここのところに持っております。

それで、達増知事も7月15日の記者会見でこう述べていました。県民の皆さんに納得し

てもらえるような根拠に基づいて賠償しなければならないと達増知事は記者会見で発言されていますけれども、いずれ先ほども小原医療局長は医療局としてはまず払う意思はあるのだとお話しされていました。道義的責任云々かんぬんと述べておりましたが、払うとするならば、まず法的根拠は何なのか。あるのか、ないのか。簡潔で結構ですので、改めてお伺いします。

○千田経営管理課総括課長 知事の記者会見の場におきまして、そのような賠償をするという話ではありますが、達増知事は軽米町の請求が損害賠償請求ということであったことから、賠償という言葉を用いたものと理解しております。法的性質につきましては、既に軽米町に通知しておりますとおり、道義的な対応による応分の協力としての支弁というものになると考えております。

なお、軽米町からの費用負担に係る要望に対しまして、我々医療局では令和3年5月の段階で、実際に軽米町に支払われる金額の積算根拠であるとか、その法的な性質については、まず軽米町が地方公共団体としての考え方を整理するよう依頼しているところでございますが、軽米町は医療局に法的責任があるとの主張を繰り返しており、医療局からの依頼に対しましては具体的な提示を受けていないというものであります。

○白澤勉委員 先日軽米町長ともお話をする機会がありました。また、軽米町の議会でも議事録などを見ますと、この問題は結構議論されています。軽米町長は直接私とのやりとりの中で、県からの指示を仰いで、当初一括で撤去していいと言うからやっていたのだ。そうしたら、どこかの時点で医療局の態度が変わってしまったということで、非常に戸惑っているということが根っこにあって、軽米町長の言い分とすれば、医療局、県の指示に基づいて廃棄物の処理の仕方も、かるまい交流駅（仮称）の工事におくれが生じるから、そういうことのないように、一回まずごみは一括して処理していいということを県、具体的には医療局からそう言われていたのだと言っているのです。そして、軽米町議会の議事録にもその旨記載されており、軽米町長もそのようにお話しされているのですけれども、その事実関係はどうなのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○千田経営管理課総括課長 軽米町は、工期に影響するため、分別の時間がなく、感染性廃棄物として一体処理を主張し、医療局としましては、可能な限り廃棄物と土砂を分別するよう要請しておりましたが、平行線をたどっている中で、軽米町が一体処理を開始したものと認識しております。この処理につきましては、複数あり得た処理方法の中から、軽米町の事情に基づきまして軽米町が判断したものであり、医療局としましては、軽米町にとってのこの事業の重要性であるとか、早期に事業を進めたいという軽米町の意向を踏まえて、中止までは求めていないというものでございます。

一方で、中止を求めていないということが費用の全額を医療局が負担するということを意味しないことは、従前から軽米町にも説明しておりますし、費用の負担の考え方の整理であるとか、廃棄物の量や内容を特定するための詳細な記録等を軽米町にも要請しており、対応が突然変わったという事実はございません。

○白澤勉委員 医療局に聞いていいのかわかりませんが、当然軽米町も勝手に廃棄、処分をやらない。何を言いたいとかいうと、県の県北広域振興局二戸保健福祉環境センターからも事前に廃棄物の処理の仕方について、あるいは鉛による土壌汚染で住民への健康被害が出ないように情報も公開しなさいというような通知も出しながら指導していると私は理解していますけれども、環境生活部と医療局との連携はあったのかどうか、そこも確認させてください。

○千田経営管理課総括課長 環境生活部は、あくまでも各事業者に適切な廃棄物の処理などを指導する行政機関で、我々は公営企業の病院でありますので、当然そういった環境のいろいろな制度、規制については指導を受ける側の立場になるということでもあります。ただそうはいっても同じ県の機関ということでもありますので、そういった中での連携は、ある程度あるかと思います。

本件のような経緯に係る廃棄物の処理につきましては、基本的には事業主体であります軽米町で適正に処理をするという一義的な責任を有しているということから、環境生活部で指導されるのは軽米町のほうであり、医療局とすれば直接的に指導等を受ける立場にはないものと認識をしております。

○白澤勉委員 その辺は、これ以上あまり聞きませんが、いずれ鉛による土壌汚染の問題も医療廃棄物なのか、要は旧県立軽米病院に由来するものなのかどうかも多分わからない部分はあるのだと思うのですが、いずれにしましても非常に残念な状況になっていると受けとめております。どこかの時点で落とすどころがないと、軽米町あるいは医療局、県としてもあまりよろしくない状態だと思っております。

今後訴訟ということで、司法の場でさまざま明らかにしていくということは、わかるのだけれども、今これから裁判を戦う医療局として、落とすどころのようなどころの答弁はなかなか言いにくいとは思いますが、ただあえて小原医療局長の今の思いを最後に聞いて終わりたいと思います。

○小原医療局長 この訴訟にどう対応していくかという我々の姿勢をお話しさせていただきますと、病院由来の廃棄物の処理費用について、先ほど申し上げたように、道義的な対応として応分の協力をするという意思につきましては、以前から軽米町にお知らせしているとおりであります。双方が納得できる解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

この訴訟の争点が法律的に義務があるのかという内容での訴訟でありますので、そこについては我々も弁護士等に相談をして、今は棄却を求めるという立場で対応してまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても司法、司直の判断も入ってくるということで、お互いが納得できる解決に向けて進むのだということを目指しまして、真摯に対応してまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 先ほど環境生活部関係の審査の中でも、この廃棄物のことは質問して、ただしておりましたが、私は感染性のある医療廃棄物なのかが、費用がどれぐらいなのか

という計算の根本ではないかと思っていました。そのことは尋ねたのですけれども、そもそも我々は実際に出土した物を見ていないのです。しかし、ネットでその現場写真が出てくるのです。ぜひ医療局が確認したときの写真、そういった資料を出してほしい。それから、この敷地にこういう病院がありましたという図面もあるはずですので、それも資料を出してください。やはり我々も発言をするときに、それを見ながら、これはどういうものかというように利用しなければならないのではないかと思います。

写真を見ると、深さ1メートルくらいのところに確かに小瓶がありました。それから、注射針等も含めた医療廃棄物もあったということです。でも、私が見た判断では、僅か直径2メートルくらいのところにある医療廃棄物ですが、きのう、きょう埋めたなら、まだ感染性があるとも思うのですけれども、50年も前に土に埋まっているわけですから、50年間。私はそれが果たして感染性のある医療廃棄物なのか、そこが原点な気がするわけです。

それを500トンも処分しているのです。その2メートルくらいのところを処分したら、せいぜい多くても1トンもあるかわからない。その程度なのが500トンです。しかも、感染性のある廃棄物だということでわざわざ容器に詰めて、何万個を処分した。その費用について請求が来ているわけだけれども、その処理の仕方が果たして本当に問題なかったのかどうか、そのこともやはり検証しなければならないし、そういうことも含めて、私は軽米町が非常に過剰な対応をしたのではないかという思いがあって、医療局がもし負担をするということであれば、その直径2メートル程度や、そのあたりの目で確認した分、それにプラスアルファぐらいの処理費用、そのくらいならある程度は納得できるのかという思いもしているのですけれども、そのことも含めてもう少し情報を提供していただかないと、誤解を招くような質問をしたり、発言をしたりということにもなりますし、訴訟で今後の成り行きもあるわけですが、医療局の判断としては棄却を求めているということですので、私はその判断は支持をしたいと思います。

○千田経営管理課総括課長 資料につきましては、今後訴訟、裁判の中で出す予定でございます。そういった資料の公開につきましては、弁護士と相談して対応してまいりたいと思います。

○高橋はじめ委員 ヤフーニュースでも出てくるので、その程度ならいいのではないですか。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、以上をもって医療局からの報告を終了いたします。医療局の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。